

第3次大阪狭山市地域福祉計画 大阪狭山市地域福祉活動計画

平成 27 年 3 月

大阪狭山市

社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化が進み、生活様式や価値観の多様化により地域への帰属意識の希薄化が進行する中、10年後には4人に1人が75歳に到達し、支援の担い手不足や社会保障費の不足等が懸念され、住み慣れた地域で安心して暮らして行くためには、地域でのつながりによる住民同士が支え合い、助け合うことの大切さが再認識されています。



本計画は、市域を担う市と市社会福祉協議会が、これまで別々に策定してきた地域福祉に関する計画を「第3次大阪狭山市地域福祉計画・大阪狭山市地域福祉活動計画」として一体的に策定することにより、10年後にすべての住民が生き生きと暮らせる社会を実現するために、中間にあたる平成31年度までの5年間の目標を明らかにするものです。

本市では、この地域でのつながりに専門機関や行政等が連携を図り、あらゆる福祉課題を効率的・効果的に取り組める体制を確立するため、「日常生活圏域」「福祉圏域」「市域」の三層構造の圏域を設定し、地域福祉を推進します。

今後は、この計画に基づき、地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました地域福祉計画推進協議会委員をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民並びに関係者の皆様に、心より厚くお礼申し上げます。

平成27年(2015年)3月

大阪狭山市長 吉田友好

はじめに

急速な少子高齢化が進行する中、核家族化や単身世帯の増加により、家族形態は大きく変容しました。また、これまで家庭や地域社会が担ってきた相互扶助機能の弱体化を背景に、高齢者・障がい者・子どもに対する虐待をはじめ、孤立死、ひきこもり、周囲からの支援を拒む人への対応など、福祉が抱える課題・ニーズは多様化・複雑化しています。さらに、雇用状況も、不安定な非正規雇用が増加し、若年者の失業問題や就労しても十分な生活費を得られないなど、「貧困問題」が表面化しています。こうした課題に対応するためには、公的なサービスの充実はもとより、共助による、また支えあいによる地域社会を築くことが重要となっています。



大阪狭山市社会福祉協議会では、今まで独自に「地域福祉活動計画」を策定していましたが、市と連携を密にした地域福祉を推進するとともに、より市民の皆さんにわかりやすくするため、このたび、市の「地域福祉計画」の改正時期に合わせ、一体化した「第3次大阪狭山市地域福祉計画・大阪狭山市地域福祉活動計画」を策定いたしました。この計画は、平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間と定め、地域住民と行政、地域福祉を担う関係団体等が、連携・協働する地域福祉のしくみづくりを行い、「すべての住民が生き生きと暮らせる社会の実現にむけて～みんなでつくる、ふれあい豊かな福祉のまち～」の実現をめざしたものになっています。

今回の一体的な計画により、市と社会福祉協議会が同じ目標をもつこととなり、社会福祉協議会としては、より強力に地域福祉の推進を図ることができ、今まで以上に、住民参加の地域福祉活動を支えるとともに、着実な地域福祉の推進をしてまいりますと考えていますので、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にご尽力をいただきました地域福祉計画推進協議会委員の皆様やアンケートにご協力いただきました市民の皆様、関係機関の方々に心から厚くお礼申し上げます。

平成27年(2015年)3月

社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会
会 長 辻 信 夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の策定の背景と趣旨	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 市における地域福祉推進のためのこれまでの取組み	2
(3) 計画の位置づけ	2
(4) 計画策定の趣旨	3
2. 地域福祉推進圏域の考え方	4
3. 計画の期間	5
4. 計画策定の体制	6
第2章 計画の基本的な考え方	7
1. 計画がめざすもの	7
(1) 市の将来	7
(2) 市がめざす10年後の地域のすがた	7
2. 10年後の地域のすがた実現に向けた基本目標	8
(1) 一人ひとりを認め合い支え合う、ふれあい豊かなまち	8
(2) 誰もが自分らしく安心して福祉サービスを利用できるまち	8
(3) 誰にとってもやさしいまち	8
3. アンケート調査の結果にみる市の地域福祉推進の課題	9
■ 第3次計画の課題目標施策展開にあたっての重点項目	14
第3章 施策の展開	15
1. 施策の体系	15
2. 地域福祉推進圏域の連携強化	16
3. 施策展開にあたっての重点項目	17
4. 基本目標別施策の展開方法と内容	19
(1) 一人ひとりを認め合い支え合う、ふれあい豊かなまち	19
施策の方向[1] 市民が主体の福祉活動の推進	19
施策の方向[2] 緊急・災害時の助け合い機能の確立	21
施策の方向[3] ボランティア、NPOなどの活動の促進	22
施策の方向[4] 市民が主体の活動への支援	24
施策の方向[5] 人権教育・啓発、福祉教育の推進	25

(2) 誰もが自分らしく安心して福祉サービスを利用できるまち	27
施策の方向[1] 相談体制の整備と充実	27
施策の方向[2] 福祉サービスの情報提供の充実	29
施策の方向[3] 福祉サービス提供・連携体制の充実	30
施策の方向[4] 福祉サービスの質の確保と向上	31
施策の方向[5] 福祉サービス利用者の保護	32
(3) 誰にとってもやさしいまち	33
施策の方向[1] 地域に密着した福祉サービスの開発	33
施策の方向[2] 快適で利用しやすい生活環境の整備	34
第4章 計画の推進体制及び進行管理	35
1. 推進体制	35
(1) 全市的な連携の強化	35
(2) 市民、関係機関・団体、事業者などとの連携の推進	35
(3) 市と市社会福祉協議会との連携の強化	35
2. 進行管理	35
(1) 進行管理を行う意義	35
(2) 進行管理の実施方法	36
参考資料	39
1. 統計データでみる市のすがた	39
2. 地域福祉に関するアンケート調査結果の概要	50
3. 用語解説	69
4. 計画策定にあたっての関係資料	73
(1) 大阪狭山市地域福祉計画推進協議会規則	73
(2) 大阪狭山市地域福祉計画推進協議会委員名簿	75
(3) 大阪狭山市地域福祉計画推進委員会設置規程	76
(4) 計画の策定経過	78

(※) が付いた用語の説明は、参考資料の用語解説を参照してください。

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

近年、少子高齢化や都市化の進展とともに、人々の価値観や生活様式の多様化などが相まって、家庭や地域におけるつながりや支え合いの力が弱くなってきています。

平成26年4月1日現在の総務省統計局による人口推計（概算値）では、65歳以上の高齢者は3,249万人、高齢化率は25.6%で、国民の4人に1人がすでに高齢者となっています。団塊の世代は、平成27年にすべて65歳以上の高齢者となり、さらに平成37年(2025年)には、4人に1人が75歳に到達する見込みにより、支援が必要な人を支える担い手不足や社会保障費の不足等が懸念されている「2025年問題」に直面します。

本市においても、平成37年(2025年)には、市民の3人に1人が65歳以上の高齢者となり、また5人に1人が75歳以上の高齢者となる見込みです。

そのほか、地域とのつながりの弱体化を背景に、高齢者・障がい者等に対する虐待をはじめ、孤独死、ひきこもり、周囲からの支援を拒む人への対応など、福祉が抱える課題・ニーズは多様化・複雑化しています。さらに近年、雇用市場の変化に伴い、不安定な非正規雇用が増加し、特に若年者の失業問題をはじめ、母子家庭の母親や高齢者、障がい者等、就労しても十分な生活費を得られないなど、「貧困問題」が表面化しています。

このような社会経済情勢に加え、社会保障費の拡大による現役世代の負担の高まり、負担の先送りによる国の財政の悪化などの課題を踏まえ、2025年問題を迎える平成37年までには、医療・介護への需要が大きく増加していくことが予想されるため、国においては社会保障・税一体改革を進め、財源確保とともに、医療・介護サービスの重点化・効率化を図ろうとしています。

このような状況を踏まえ、国は、平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」を公布し、平成37年(2025年)を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域において包括的な支援やサービスの提供ができる体制の構築を推進しています。

これまでの福祉制度による支援だけでは解決しにくい課題・ニーズが増えつつあり、地域での課題解決の期待が高まっています。

今後、これらの課題・ニーズを解決していくためには、従来の分野別・縦割りに取り組んできた福祉を、横軸の視点でとらえ、「自助」「互助」「共助」「公助」に基づく福祉活動の推進を通じ、誰もが安心して自分らしく自立した生活を送ることができる地域社会の構築をめざすことが必要です。

(2) 市における地域福祉推進のためのこれまでの取り組み

市では、平成17年3月に「大阪狭山市地域福祉計画^(※)」(以下、「第1次計画」という。)を、また平成22年3月には、地域福祉をめぐる新たな課題に対応するため、第1次計画を見直し、「第2次大阪狭山市地域福祉計画^(※)」(以下、「第2次計画」という。)を策定し、「災害時要援護者の支援」「民生委員・児童委員^(※)の活動しやすい環境づくり」「小地域ネットワーク活動^(※)の充実」の3つを重点施策に置き、各種施策を推進してきました。

一方、市社会福祉協議会^(※)では、地域住民及び保健福祉の関係団体や事業者が地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動計画である「大阪狭山市地域福祉活動計画^(※)」(以下、「活動計画」という。)を平成16年3月に策定しました。

活動計画は、「すべての住民が生き生きと暮らせる社会の実現に向けて」のスローガンのもと、市が策定した第2次計画と連携・協働^(※)しながら、地域を基盤に、地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加・参画する地域福祉を推進してきました。

(3) 計画の位置づけ

① 大阪狭山市地域福祉計画

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉(地域福祉)」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」「ともに生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「しくみ」をつくる計画です。

また、市政運営の基本方針である「第四次大阪狭山市総合計画」の部門別計画として位置づけられ、高齢者、障がい者、児童、健康増進、介護保険などの保健福祉に関連する各計画と整合を図りながら、これらの計画に共通する考え方である市民生活全般にわたる福祉の向上を図るための理念と、それを基にした市全体の取り組みを明らかにするものです。

② 大阪狭山市地域福祉活動計画

本計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である市社会福祉協議会^(※)が活動計画として策定するものです。「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が連携・協力し、地域福祉を推進する実践的な活動・行動計画であり、個人や団体などが自主的・自発的な活動を行いながら、相互に連携する「互助」「共助」の性格をより明確にするものです。

(4) 計画策定の趣旨

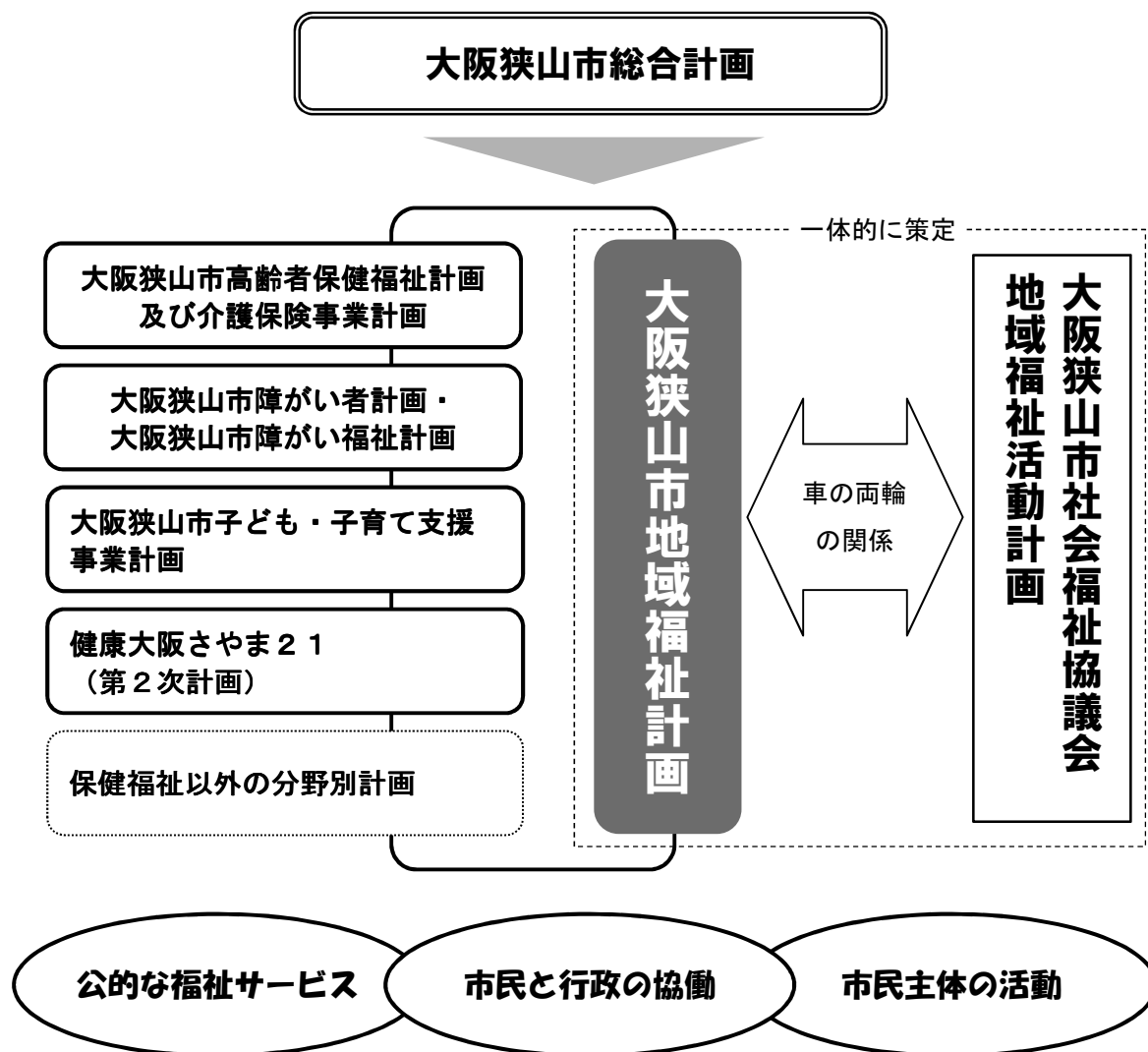
計画の位置づけで示したように、地域福祉を進める上での市全体の理念やしきみをつくる計画が地域福祉計画^(※)であり、それを実現・実行するための中核をなす計画が、市社会福祉協議会^(※)の行動のあり方を定める地域福祉活動計画^(※)といえます。

両計画を車の両輪に見立てて推進することで、地域福祉推進の理念と行動との整合性を図り、効果的に施策を展開します。

2025年問題の解決に向けた地域包括ケアシステムの構築をはじめ、貧困問題など地域福祉をめぐる今日的・将来的な課題等を踏まえ、地域住民と行政、地域福祉を担う関係団体等がより一層連携・協働^(※)する地域福祉のしくみづくりが必要です。

そのため、地域福祉がめざす目標の実現に向け、市と市社会福祉協議会^(※)が緊密に連携・協力した活動を推進するため、「第3次大阪狭山市地域福祉計画^(※)・大阪狭山市地域福祉活動計画^(※)」(以下、「両計画」という。)として、2つの計画を一体的に策定するものです。

【関連計画との関係図】



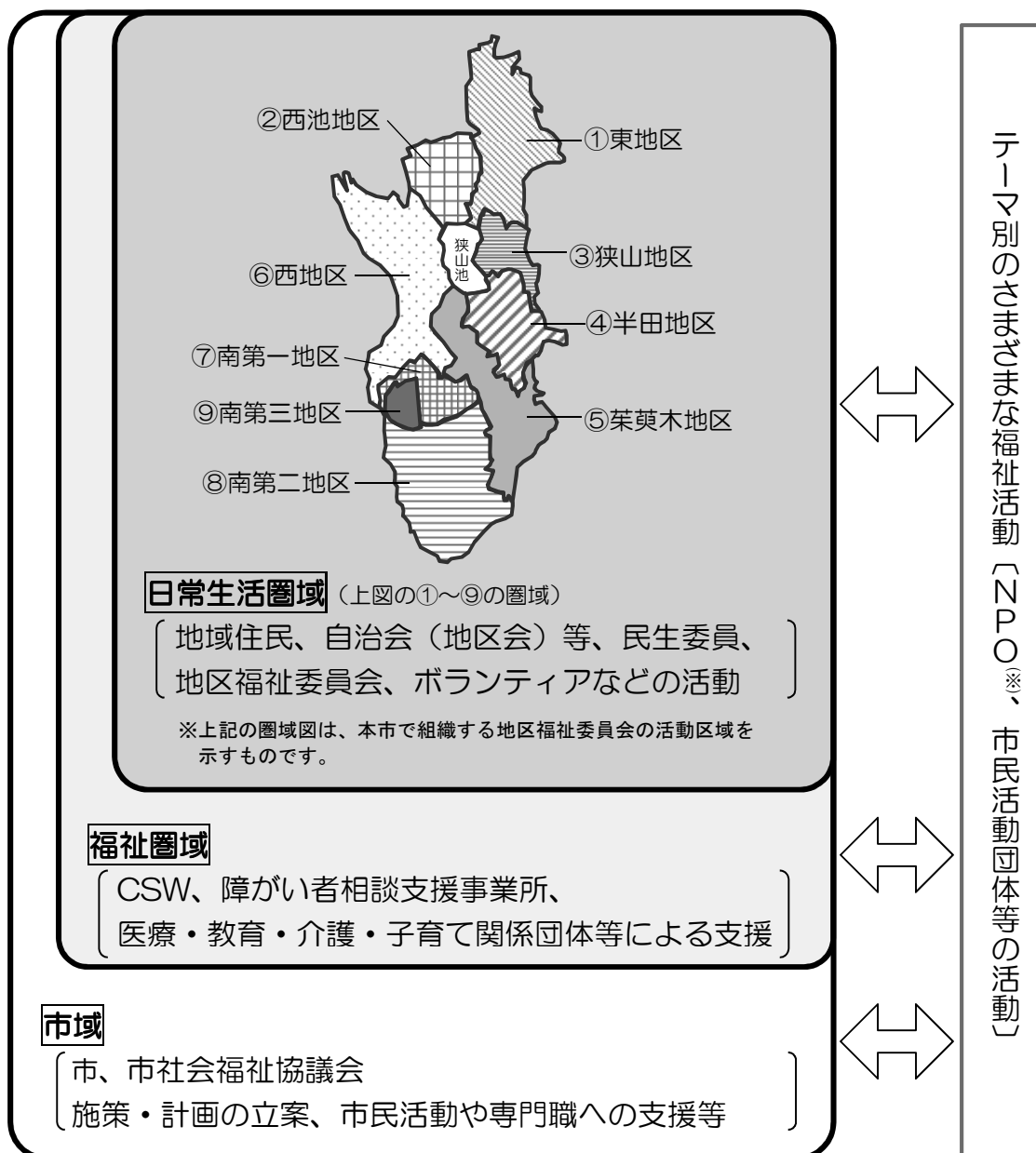
2. 地域福祉推進圏域の考え方

地域の福祉課題やニーズは、近隣の助け合いや地域のボランティア活動など互助・共助の取組みで解決できる場合から、行政・社会福祉法人等による公的な福祉サービスやNPO^(※)等による専門的な支援（公助）が必要な場合、さらには互助・共助と公助が組み合わさった複合的な支援が必要な場合など、多種多様にわたります。

計画では、こうした地域の福祉課題やニーズに対して、公的な福祉サービスの提供を計画化するだけでなく、地域住民等の福祉の担い手が行う取組みを効率的、効果的に推進し、「地域づくり」とともに「福祉を育てつくる」しくみづくりが必要と考えています。

このような取組みを展開するしくみとして、計画では、市全域を一単位としてとらえるのではなく、「日常生活圏域」「福祉圏域」「市域」の三層構造の地域福祉推進圏域を設定します。

【地域福祉推進圏域のイメージ】



■地域福祉推進圏域についての説明

圏域名	想定圏域・人数	説明
日常生活圏域	小学校区、地区福祉委員会 ^(※) 約 6,400 人 (57,600 人÷9)	住民が主に活動する場（地区福祉委員会 ^(※) の活動を含む）。サロン活動や見守り活動、訪問活動など、その地域の住民がサービスの対象者であるとともに、住民自身がボランティアなどの互助・共助によりサービスの担い手として活動に関わる圏域。
福祉圏域	中学校区 約 19,200 人 (57,600 人÷3)	専門職のネットワークでつながれたエリア。具体的には、コミュニティソーシャルワーカー（CSW） ^(※) 、障がい者相談支援事業所のほか、医療・教育・介護・子育て関係団体などの専門職がチームアプローチ ^(※) により課題解決にあたるための専門職間のネットワークが構築された圏域。
市域	市全体 約 57,600 人	市・市社会福祉協議会 ^(※) ・公的機関等により、事業・支援・保障が行われる圏域。
テーマ別のさまざまな福祉活動		ボランティアやNPO ^(※) 、市民活動団体など、高齢者や障がい者、児童、環境などテーマに応じた福祉活動、または市域を超える広域的な活動。

3. 計画の期間

両計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

なお、毎年、本計画で定めた施策及び事業について検証・評価を行い、必要に応じ見直しを行います。

【計画の期間】

	平成 26 年度まで	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
地域福祉計画	第2次計画	第3次計画					第4次計画				
地域福祉活動計画	前計画	第3次計画					第4次計画				
計画の進行状況の検証・評価、 次年度にフィードバック (平成28年度以降毎年実施)	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

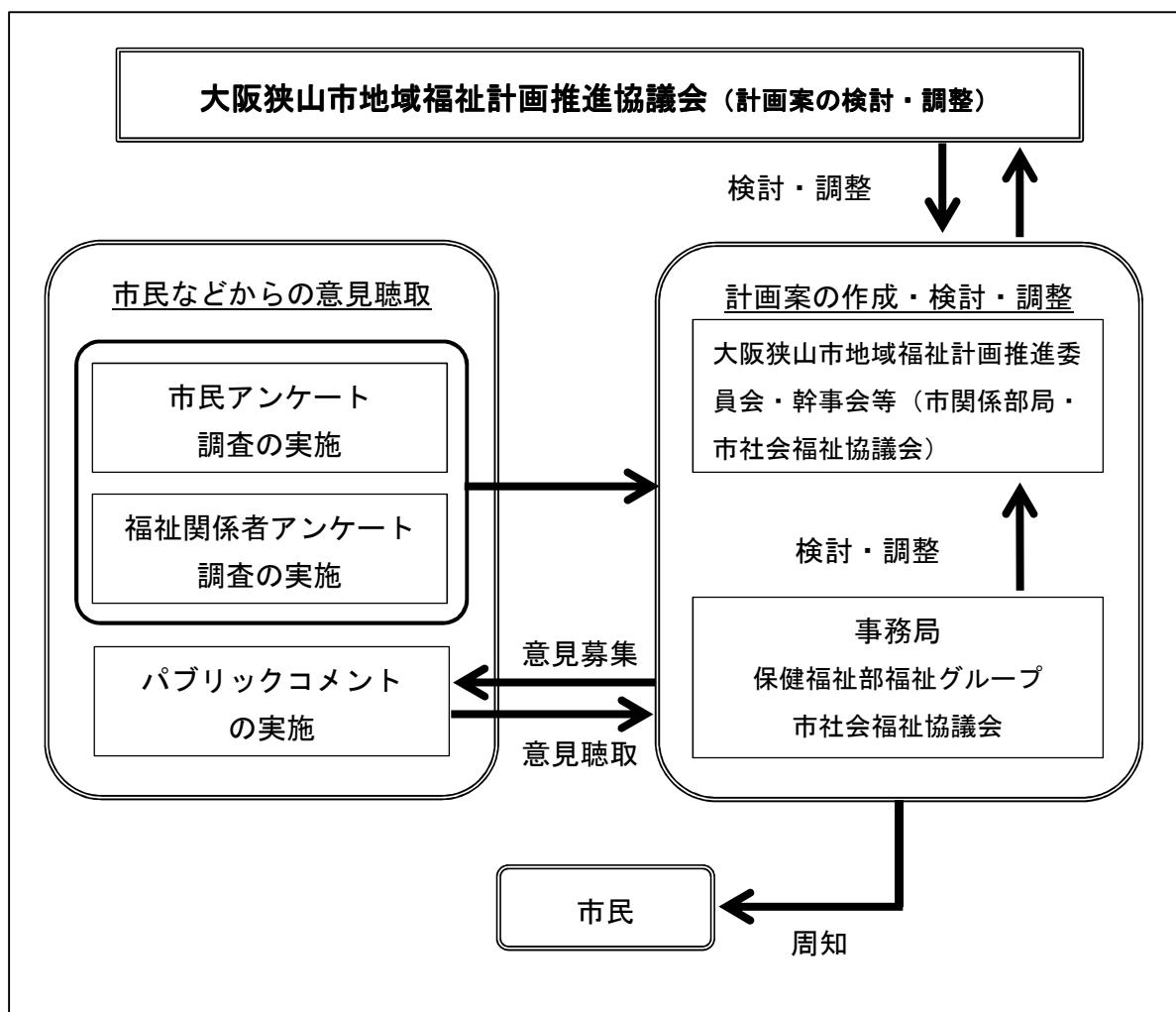
4. 計画策定の体制

市民、関係団体・機関などの代表者、学識経験者などで構成される大阪狭山市地域福祉計画推進協議会、市及び市社会福祉協議会^(※)の関係部局の代表者により構成される「大阪狭山市地域福祉計画推進委員会・幹事会等」で計画案を審議しました。

また、両計画の策定にあたっては、アンケート調査などによる実態の把握に努め、市民や福祉関係者などの意見を踏まえて計画案を作成しました。

さらに、計画案の作成後において、パブリックコメント^(※)を実施し、広く意見を求めました。

【大阪狭山市地域福祉計画の策定体制】



第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画がめざすもの

(1) 市の将来

住民基本台帳からみた市の総人口の推移は大きな変化はみられませんが、出生率は低下、高齢化率が上昇し、人口構造そのものは少子高齢化が進行しています。10年後の平成37年には、団塊の世代が75歳を迎え、市では市民の3人に1人が65歳以上の高齢者となり、また5人に1人が75歳以上の高齢者となる見込みです。

平成26年9月末時点において、1人の高齢者を支える現役世代は約3人で、平成37年には2人に減少するものと予測され、現役世代の負担が増加します。

高齢化の進行に伴い、要介護認定^(※)者数も増加しています。特に要支援・要介護1の比較的軽度者の増加の伸びが大きくなっています。また、厚生労働省が推計した認知症有病率（15%）をあてはめてみると、平成26年3月末時点の本市の認知症高齢者数は、高齢者のうち約2,200人で、将来認知症に進む可能性が高いと考えられる軽度認知障がい（MC1）の高齢者も約1,900人と見込まれ、認知症高齢者の増加も予測されます。

そのほか、高齢者のみの世帯、ひとり親世帯、ひきこもり、生活困窮者やそれらの問題を重複して抱える世帯など支援が必要な人々が、今後益々増加するものと見込まれます。

(2) 市がめざす10年後の地域のすがた

第2次大阪狭山市地域福祉計画^(※)では、「みんなでつくる、ふれあい豊かな福祉のまち」を基本理念として掲げ、市民が互いの個性を尊重しあい、交流し、地域のさまざまな福祉課題の解決に向けて、思いやりにあふれたまちづくりをめざし取り組んできました。

また、大阪狭山市社会福祉協議会^(※)地域福祉活動計画^(※)では、「すべての住民が生き生きと暮らせる社会の実現にむけて」をスローガンに、地域住民が安心して生活できる福祉のまちづくりを実現していくための福祉活動を展開してきました。

これら2つの計画を一体的に策定し、それぞれの役割分担のもとで地域福祉を推進していくことから、両計画の基本的な考え方を融合するとともに、地域が横断的に同じ課題を共有・解決できる10年後の市の地域のすがたを次のとおり描き、両計画が実現をめざすべき大きな目標として設定します。

「すべての住民が生き生きと暮らせる社会の実現にむけて」

～ みんなでつくる、ふれあい豊かな福祉のまち ～

2. 10年後の地域のすがた実現に向けた基本目標

地域福祉は、市民すべてが主役となり、一人ひとりの参画のもと、助け合いやふれあいの輪を広げていく、継続的な活動であり、「市民みんなで育みつくる」という視点が重要です。

また、誰もが生涯にわたり、住み慣れた地域で、一人ひとりの人権が尊重され、その人らしく自立した生活を送ることができるようにすることが重要です。

このような視点を踏まえ、市がめざす10年後の地域のすがたを実現するための基本目標を次のとおり設定し、目標の達成に向けて関連施策の展開を図ります。

(1) 一人ひとりを認め合い支え合う、ふれあい豊かなまち

市民一人ひとりが、かけがえのない人間としての尊厳を持って生き、それぞれの違いを認め合い、排除することなく、日常的に地域で支え合うことができるふれあい豊かなまちをめざします。

そのため、生活に密着した福祉課題に対して、市民が主体となって「自助」「互助」「共助」が身近な地域で行われるよう、市民の地域への積極的な参加を促進するしくみづくりを推進します。

(2) 誰もが自分らしく安心して福祉サービスを利用できるまち

複雑で多様化・深刻化する地域の課題・ニーズについて、市民をはじめ、行政や地域の関係機関・団体、NPO^(※)などが連携・協働^(※)して解決し、支援が必要な人が自分らしく自立生活の支援を受けることができる福祉サービスが整ったまちをめざします。

そのため、利用者が満足できる福祉サービスの提供をめざすとともに、支援の必要な人を発見するしくみづくりを推進します。

(3) 誰にとってもやさしいまち

市民がお互いに助け合って、人にやさしいまちづくりを実践していくため、すべての人が安全・安心な生活を送ることができるまちをめざします。

そのため、市民公益活動団体^(※)など幅広いサービス提供主体の地域の福祉サービスへの参入を促進するとともに、誰もが安全・安心で快適に生活できるよう、バリアフリー^(※)化やユニバーサルデザイン^(※)の導入による生活環境の整備を進めます。

3. アンケート調査の結果にみる市の地域福祉推進の課題

本計画の策定にあたり、平成26年10月に市民2,000人及び福祉関係者500人を対象に、アンケート調査を実施し、市民の地域福祉に関する意識や行動等を調査しました。調査結果を分析し、市における地域福祉の推進にあたっての課題は次のとおりです。

課題1 支え合い・助け合いの基本となる近所付き合いの底上げ

【市全体】

近所付き合いを必要と考えている市民の割合は、市全体で91.1%に対し、必要ないのは7.9%と大部分は必要と考えています。(52頁 図1-2) 一方、実際の近所付き合いの状況をみると、挨拶程度を含めた近所付き合いをしている市民の割合は89.4%と、必要とする市民の割合とほぼ同じ程度で、程度の差はあれ、近所付き合いは行われています。(51頁 図1-1)

【地区別】

地区福祉委員会^(※)(9地区)別(以下、「地区別」という。)では、付き合いの程度で多少差がみられます。たとえば、半田地区と茱萸木地区は、ほとんど付き合いがないと答えた人の割合が平均を上回っています。(51頁 図1-1)

【課題】

近隣との交流は、地域コミュニティにおいて必要な情報交換の場となるばかりか、緊急時・災害時にも、地域での助け合い・支え合いを可能にします。そのような意味では、近所付き合いは最も底辺の活動になることから、近所付き合いの程度を今以上に底上げする取組みが必要です。

課題2 「互助活動」の活性化によるコミュニティの強化

【市全体】

近所で身の回りのことや家事・外出などで困っている人がいる場合、「自ら積極的に手助けする」の割合は、市全体で6.7%と少なく、「頼まれたら可能な範囲で手助けする」が54.6%と多くなっています。積極的ではない場合も含め、近所で困りごとを抱えている人を手助けしたい気持ちをもっている市民が6割を占めています。(53頁 図1-3)

住民相互の自主的な支え合い・助け合いを必要と考えている市民の割合は90.7%を占め(54頁 図1-4)、また、地域の支え合いのしくみづくりについて必要だと考えている者は、「自ら進んで日頃から相互のつながりを持つよう心がけること」の31.5%が最も多くなっています。これに比べ、「自治会(地区会)等が中心になって住民相互の交流活動を積極的に進めること」の25.4%や「行政による地域福祉活動の相談窓口、側面的援助体制の充実」の19.1%は少なくなっています。(55頁 図1-5) 市民にとって支え合いのしくみづくりで重要なことは、自治会(地区会)等・行政による共助・公助ではなく、「互助」に基づくものであると考えていることが読み取れます。

【地区別】

手助けしたい気持ちが高い地区は、西地区の73.5%、南第一地区の64.9%で、いずれも近所付き合いがふだんからある割合が高い地区でした。(53頁 図1-3)

【課題】

互助は、個人の自発的意思によって他を思う気持ちの表れであり、多様性を認め、他者を受け入れる意識を芽生えさせることにつながります。また、互助による活動は、地域コミュニティの強化、絆の再構築につながる重要な機能のひとつです。

自ら解決できる課題は自らの努力で解決することを前提に、自分自身でどうしても解決できない課題については、互助を通じ解決することができるよう、家族や近隣住民、友人・知人など「顔の見える」関係づくりを行い、それぞれの地区において互助活動を活性化することにより、地域コミュニティの強化を図ることが必要です。

課題3 地域福祉を支える担い手づくりと活動に参加しやすい環境・条件整備

【市全体】

ひとり暮らし世帯や認知症高齢者の増加、児童や高齢者、障がい者などに対する虐待の深刻化、貧困問題など、各種福祉課題の要援護者を見守り支えるため、地域福祉の担い手の需要が高まることが予測されます。自治会(地区会)等の役員や民生委員・児童委員^(※)など地域福祉推進の担い手は高齢化が進み、担い手が不足することが予測されます。

このような状況の中、市民の福祉ボランティアへの関心度をみると、「非常に関心がある」が4.6%、「どちらかといえば関心がある」が46.2%で、両者を合わせた割合は50.8%に対し「関心がない」は42.8%と、関心のある割合のほうが高くなっています。(57頁 図1-8)

また、NPO^(※)やボランティアとして、今後何らかの活動をしたいと考えている市民は多い状況です(58頁 図1-9) また、NPO^(※)やボランティア活動に参加しやすくするためには、「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」の49.0%が最も多く、次いで「自分の仕事や特技を生かせることがあれば参加してみたい」の21.3%、「友人や家族と一緒に活動できるのであれば参加してみたい」の14.5%となっています。(59頁 図1-10)

【課題】

今後は、ニーズに応じた参加しやすい環境づくり、条件整備に努めるとともに、地域の課題を把握・情報共有等を行う場を通じて、地域全体が連携して解決に向け取り組むべき課題を地域住民に広く周知することや、既に行われている活動について情報を提供するなど、今まで地域での活動に関わる機会が少なかった人が興味・関心を抱き、参加・協力しようと思わせる仕掛けをつくる必要があります。

また、それらを通じて、次代を担う子どもや団塊世代^(※)などにも地域福祉活動に目を向けてもらい、新たな担い手として主体的な活動を行う団体や個人に対して支援していくことが必要です。

課題4 わかりやすく、きめ細かな相談支援・情報提供体制

【市全体】

市民の悩みや不安の相談先は、「家族・親族」の80.0%が最も多く、次いで「ご近所の人、友人・知人」の40.8%となっています。一方、「医療機関や薬局」の12.1%や「市の相談窓口や職員」の8.1%など専門窓口で相談する市民は少ないのが現状です。（56頁 図1-6）

また、福祉サービスに関する情報について、「ほとんど入手できていない」が40.5%で最も多く、次いで「十分ではないが入手できている」が33.8%ですが、「十分入手できている」は5.4%にすぎません。（57頁 図1-7）一方、福祉関係者の悩みや不安の相談相手は、「医療機関や薬局」の25.8%や「市の相談窓口や職員」の24.5%、「社会福祉協議会^(※)の窓口や職員」の18.8%、「地域包括支援センター^(※)や基幹相談支援センター」の18.3%などが多くなっています。（66頁 図2-2）福祉サービスに関する情報については、「十分ではないが入手できている」が57.7%で最も多く、「十分入手できている」が16.2%で、入手できていない割合が24.3%となっています。（66頁 図2-3）相談相手や情報入手量に対する評価については、市民と福祉関係者で大きな違いがみられます。

また、福祉関係者自らが地域住民に対し、福祉活動への勧誘や情報提供を行う頻度は、「時々している」が37.9%で最も多く、「よくしている」は15.7%となっています。（68頁 図2-6）

【課題】

地域と行政、専門機関などが連携して、引き続き、きめ細かい情報提供や相談支援体制を整備し、支援が必要な人が適切なサービスを利用することができるよう支援することが必要です。特に自分自身で困っていることがわからない、「困り感」がない人やひきこもり等で相談や情報に接触しようとしなない、もしくはできない人に対しては、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）^(※)などの専門相談員等によるアウトリーチ型^(※)の支援を実施することが必要です。

課題5 相談援助者の資質の向上と領域を超えた連携

【市全体】

市社会福祉協議会^(※)について、「名前は聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない」が47.0%、「名前も活動の内容も知らない」が29.7%で認知率は決して高くありません。（62頁 図1-13）

また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）^(※)について、「名前も活動の内容も知らない」が57.1%、「名前は聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない」が33.0%で、「名前も活動の内容もよく知っている」は4.3%と少なくなっています。（64頁 図1-15）

福祉関係者の調査結果では、福祉に関する研修会などに「時々参加している」の42.3%が最も多く、「よく参加している」は19.1%となっています。一方、「あまり参加したことがない」は19.6%、「まったく参加したことがない」は19.1%となってお

り、参加経験が少ない人の割合も少なくありません。(67頁 図2-4)

また、地域の福祉問題を話し合う会議や懇談会に参加している割合が60.6%を占めていますが、「あまり参加したことがない」「まったく参加したことがない」が合わせて39.1%となっています。(67頁 図2-5)

福祉関係者が行政や市社会福祉協議会^(※)に求める支援として「広く市民に対する地域福祉の啓発」の43.6%、「活動の担い手となる人材育成」の41.3%が多く、「専門性を持った人材、団体の派遣」についても22.7%となっています。(68頁 図2-7)

【地区別】

市社会福祉協議会^(※)の認知状況をみると、「名前も活動の内容もよく知っている」の割合は、見守りやサロンなどの小地域ネットワーク活動^(※)が比較的盛んな南第一地区が26.8%と最も高く、低い地区では10.8%になっており、地区によって差がある状況です。(62頁 図1-13)

【課題】

地域福祉活動の推進役として中心的な役割を担っている市社会福祉協議会^(※)、専門的な相談援助を行うコミュニティソーシャルワーカー(CSW)^(※)について、地域住民に一層の周知を図ることが必要です。

また、地域の課題・ニーズは複雑・多様化するとともに専門化しているため、相談援助を担当する人材の確保、資質の向上を図る一方、現在のしくみでは対応しにくい「制度の谷間」の課題にも対応できるよう、分野を超えた専門相談機関が連携してサービスにつなげるしくみの構築が必要です。

課題6 安心して利用できる福祉サービスの提供

【市全体】

福祉のまちづくりを充実するために重要な取組みについて、市民が求める取組みで多いものは、「医療サービス体制の充実」の36.9%、「地域の支え合いのしくみづくり」の32.6%、「高齢者の在宅生活支援」の30.6%です。(64頁 図1-16)

また、市社会福祉協議会^(※)が行う活動・支援については、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」の37.5%、「高齢者や障がいのある人など援助を必要とする人や団体への支援」の27.8%、「災害に関する支援」の25.6%、「身近なところで福祉の相談ができる窓口」の24.9%などが多くなっています。(63頁 図1-14)

【課題】

支援が必要な人に必要な福祉サービスが十分行き届くよう、質が高く、きめ細かなサービスを提供する体制の充実が必要です。

また、安心してサービスを利用することができるよう、利用者の権利擁護^(※)のほか、利用を促進するしくみづくり、さらに、福祉サービスの利用促進を図っていく上で、必要時に必要なサービスが提供される支援体制の整備が必要です。

課題7 課題やニーズの共有・解決に向けたしくみづくり

【市全体】

自助や互助の取組みは、家族や地域住民間における私的もしくは個別・限定的な活動であり、地域全体に関わる大きな課題の解決には、地域や市民レベルで制度化・組織化された「共助」による取組みが必要になります。具体的には、自治会(地区会)等組織をはじめ、民生委員・児童委員^(※)や地区福祉委員会^(※)、ボランティア活動などで、組織化された活動としてはすでに行われています。

民生委員・児童委員^(※)の活動内容に対する認識状況をみると、活動を知っている市民は59.2%に対し、何も知らない市民は33.7%で、特に30歳代以下の年代で知らないが50%前後となっています。(60頁 図1-11) また、自分が暮らす地区担当の民生委員・児童委員^(※)の認知率は29.3%で、50歳代以下の各年齢の認知率は平均以下と低くなっています。(61頁 図1-12-1)

福祉関係者に対する調査結果では、自治会(地区会)等や民生委員・児童委員^(※)等の地域団体、もしくはボランティアで活動する人が活動を通じてやりがいを感じていることは、「人とのつながりができること」の65.3%が最も多く、次いで「さまざまな人と接することができること」の44.2%、「地域が活性化すること」の30.6%、「自らの成長を感じること」の26.4%の順で、福祉関係者では、“つながり”を形成することに地域福祉活動の趣旨が置かれています。(65頁 図2-1)

しかし、そのような趣旨で取組みを行っているにもかかわらず、市民の多くは地区担当の民生委員・児童委員^(※)を知らない状況にあります。

【地区別】

地域福祉の核として役割を担っている自分が暮らす地区担当の民生委員・児童委員^(※)を知っている割合が最も高い地区は西地区の37.8%で、低い地区では21.0%となっており、地区によって差がある状況です。(61頁 図1-12-2)

【課題】

民生委員・児童委員^(※)の支援により解決する課題・ニーズは多数を占めるものの、地域の課題・ニーズは多様化しており、地域全体(住民、民生委員・児童委員^(※)、地区福祉委員、ボランティア等)、専門的な福祉関係者、市民公益活動団体^(※)など、さまざまな取組みによって解決できるものもあります。

そのため、地域の課題やニーズを把握し情報共有等を行いながら、地域福祉の担い手となる地域全体(住民、民生委員・児童委員^(※)、地区福祉委員、ボランティア等)をはじめ、専門的な福祉関係者、市民公益活動団体^(※)、事業者、行政などが幅広く参加し、解決するしくみづくりが求められます。

■ 第3次計画の課題目標施策展開にあたっての重点項目

地域福祉に関するアンケート調査の分析結果から明らかになった課題を「課題目標」とし、基本目標の達成に向けた、本計画期間（5年間）の施策展開にあたっての重点項目の一部とし、関連施策を推進します。

（基本目標1） 一人ひとりを認め合い支え合う、ふれあい豊かなまち

課題目標1 支え合い・助け合いの基本となる近所付き合いの底上げ

課題目標2 「互助活動」の活性化によるコミュニティの強化

課題目標3 地域福祉を支える担い手づくりと活動に参加しやすい環境・条件整備

（基本目標2） 誰もが自分らしく安心して福祉サービスを利用できるまち

課題目標4 わかりやすく、きめ細かな相談支援・情報提供体制

課題目標5 相談援助者の資質の向上と領域を超えた連携

課題目標6 安心して利用できる福祉サービスの提供

（基本目標3） 誰にとってもやさしいまち

課題目標7 課題やニーズの共有・解決に向けたしくみづくり

第3章 施策の展開

第3章 施策の展開

1. 施策の体系

両計画で推進する地域福祉に関する施策の体系を図示すると次のとおりです。

第2次計画での施策の取組状況と課題等を踏まえ、両計画が10年後の地域のすがたの実現をめざして取り組むべき施策の方向を次のとおり設定します。

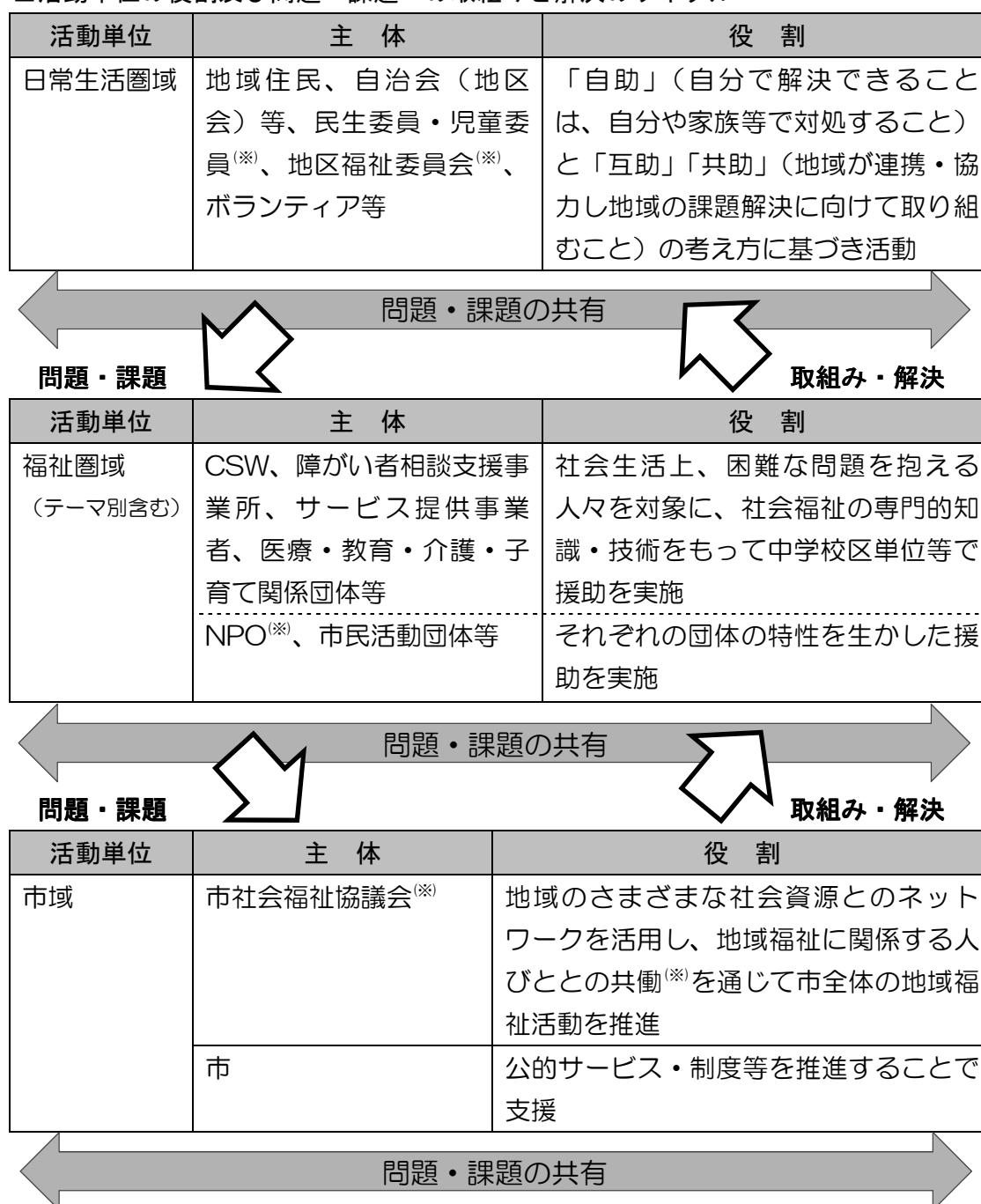
市がめざす10年後の地域のすがた	
「すべての住民が生き生きと暮らせる社会の実現にむけて」 ～ みんなでつくる、ふれあい豊かな福祉のまち ～	
基本目標	施策の方向
(1) 一人ひとりを認め合 い支え合う、ふれあい 豊かなまち	[1] 市民が主体の福祉活動の推進 [2] 緊急・災害時の助け合い機能の確立 [3] ボランティア、NPO ^(※) などの活動の促進 [4] 市民が主体の活動への支援 [5] 人権教育・啓発、福祉教育の推進
(2) 誰もが自分らしく安 心して福祉サービスを 利用できるまち	[1] 相談体制の整備と充実 [2] 福祉サービスの情報提供の充実 [3] 福祉サービス提供・連携体制の充実 [4] 福祉サービスの質の確保と向上 [5] 福祉サービス利用者の保護
(3) 誰にとってもやさし いまち	[1] 地域に密着した福祉サービスの開発 [2] 快適で利用しやすい生活環境の整備

2. 地域福祉推進圏域の連携強化

従来は問題が生じた場合に、課題別に縦割りで解決することが主でありましたが、両計画では、「日常生活圏域」「福祉圏域」「市域」という地域福祉推進圏域を活動単位と設定し、各々の役割を明確にし、各活動の主体がそれぞれ横断的に連携しながら、問題・課題の共有と解決を図ります。

また、必要に応じ他の圏域と取り組む場合でも、それぞれの圏域において問題・課題を共有し、取組み・解決するサイクルの強化を図り、各施策を実施します。

■活動単位の役割及び問題・課題への取組みと解決のサイクル



3. 施策展開にあたっての重点項目

第3次計画の推進期間（平成27年度から平成31年度）において、基本目標ごとに到達点を定め、重点的に取り組む項目を次のとおり設定します。

基本目標（1）一人ひとりを認め合い支え合う、ふれあい豊かなまち	
重点項目	<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度に住民懇談会の開催を通して、福祉ニーズや地域福祉課題を抽出し、その課題解決のための地区福祉委員会^(※)ごとの実施計画を策定します。 ・実施計画及び計画の実行しやすい環境づくりを構築します。 ・実施計画の実行を通じ、住民の福祉ニーズの充足や地域の福祉課題の解決に取り組めます。 <p>【取り組み内容】</p> <p>○日常生活圏域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民懇談会の開催 ・課題解決のために地区福祉委員会^(※)ごとの実施計画を策定 ・住民の福祉ニーズの充足や地域の福祉課題の解決への取り組み <p>○福祉圏域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）^(※)や医療・教育・介護・子育て等の関係者や関係団体が住民懇談会に参加 ・福祉ニーズや地域の福祉課題を共有 ・それぞれの立場で住民の福祉ニーズの充足や地域の福祉課題の解決に向けた取り組みを推進 <p>○市域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民懇談会の開催支援 ・福祉ニーズや地域の福祉課題解決に向けた地区福祉委員会^(※)ごとの実施計画の策定支援 ・日常生活圏域や福祉圏域で取り組む住民の福祉ニーズの充足や地域の福祉課題解決に向けた取り組みへの支援

基本目標（２）誰もが自分らしく安心して福祉サービスを利用できるまち

重点項目

【考え方】

- ・地域住民が抱えるさまざまな課題や問題が、解決のために必要なサービスにつながるよう相談機関との連携を図ります。

【取組み内容】

○日常生活圏域

- ・地域全体（住民、民生委員・児童委員^(※)、地区福祉委員、ボランティア等）の連携により、援護が必要な人を相談機関につなげます。

○福祉圏域

- ・地域全体（住民、民生委員・児童委員^(※)、地区福祉委員、ボランティア等）に、相談機関業務の理解促進につながる研修会等を開催します。

○市域

- ・相談機関等にあげられた課題を共有し、解決するための地域福祉ネットワーク会議を開催します。

基本目標（３）誰にとってもやさしいまち

重点項目

【考え方】

- ・市民公益活動団体^(※)などに対する運営支援を積極的に行い、地域の福祉サービスや市との協働^(※)事業を創出できるよう支援を行います。
- ・公共施設のバリアフリー^(※)化をはじめ、誰もが利用しやすい施設の整備に努めます。

【取組み内容】

○福祉圏域・市域

- ・既存の市民公益活動団体^(※)の支援に加え、新たな市民公益活動団体^(※)の設立支援など、新規事業の展開ができる体制構築の強化を図ります。

○市域

- ・公共施設等の利用者ニーズにより、利用しやすい改善や工夫を行います。

4. 基本目標別施策の展開方法と内容

以下の基本目標別の取組みについては、市及び市社会福祉協議会^(※)を両計画の推進を図るものと位置付け、各施策の取組状況を把握し、活動主体となる地域福祉推進圏域と協力し、それぞれの役割に応じて施策を展開します。

基本目標（１）一人ひとりを認め合い支え合う、ふれあい豊かなまち

施策の方向[1] 市民が主体の福祉活動の推進

地域福祉活動の一層の活性化を図るため、市民主体の地域における日常的な取組みへの支援、特に地区福祉委員会^(※)・小地域ネットワーク活動^(※)や民生委員・児童委員^(※)活動を中心とした地域福祉活動の推進を図ります。

また、これらの地域福祉活動が広く認知され、参加や利用が促進されるよう広報・啓発に努めます。

方向	取組内容
①地区福祉委員会 ^(※) ・小地域ネットワーク活動 ^(※) の推進	地区福祉委員会 ^(※) の支援
	地区福祉委員会 ^(※) ・小地域ネットワーク活動 ^(※) の役割や活動内容の周知
	福祉ニーズを把握し、実施計画を策定
	見守り訪問活動、食事サービス、サロン活動の充実
	関係機関・団体との連携による地域課題の解決
	地区福祉委員会 ^(※) ・小地域ネットワーク活動 ^(※) の活動者の確保
	認知症の人やその家族が気軽に立ち寄り交流できる認知症カフェ等の居場所づくり
②民生委員・児童委員 ^(※) の活動の推進	ひとり暮らしや寝たきりの高齢者の把握
	ひとり暮らしや生活困窮者等、生活課題を抱える人の定期的な見守り、相談、支援の強化

方向	取組内容
②民生委員・児童委員 ^(※) の活動の推進	要援護者の福祉ニーズの把握のための活動及び市社会福祉協議会 ^(※) と連携した体制づくりの推進
③市民による活動の推進	自治会（地区会）等への加入を促進するための広報・啓発の強化
	自治会（地区会）等に参加しやすい条件づくり、しくみづくり
	市民活動がしやすい体制づくり
	市民活動に参加する機会の提供や参加しやすいしくみづくり
	ひとり暮らしや寝たきりの高齢者の安否確認、話し相手などの見守り活動の充実
	子どもの安全確保のための「まもろう子ども」の運動や登下校時の見守り活動の推進
	青色回転灯付き原動機付自転車などを活用した見守り活動の充実
	各小学校区地域防犯ステーションによる見守り活動の推進
	各小学校区地域防犯ステーションと警察や大阪府の参加による見守り活動の情報交換会の開催
	ボランティアによる地域での子育て支援活動や子育て中の親子の交流の場の設置、子育てに関する相談事業、情報提供の充実
	青少年指導員、自治会（地区会）等、PTA、子ども会、学校などの関係団体の協働 ^(※) による青少年の健全育成の推進
ピアカウンセリング ^(※) などによる、障がい者のエンパワメントをめざした活動の推進	

施策の方向[2] 緊急・災害時の助け合い機能の確立

緊急時や大規模な災害に備え、防災意識の普及、地域における協力体制づくり、高齢者や障がいのある人など要援護者の把握、災害時の情報提供、避難誘導など関係機関・団体との連携の確保に努めるなど、防災対策を推進します。

さらに、要援護者へのきめ細かい支援ができるよう、適切な情報媒体での情報提供や人権への配慮を図ります。

方向	取組内容
①市民による見守り活動の推進	地域住民の協力の拡大と緊急通報システムによる見守り活動の充実
②災害時要援護者の支援	災害時要援護者支援プランに基づく要援護者の情報の共有、支援体制の構築
	災害発生時、ボランティアが効果的に活動できるような受け入れ・活動体制の整備
	要援護者への e-mail119番やFAX119番通報の実施や利用促進のための広報・啓発の充実
③自主防災活動の促進	地域住民に対する防災意識の啓発の促進
	自主防災組織資機材貸与事業の実施など、自主防災組織の育成及び自主防災活動の支援

施策の方向[3] ボランティア、NPOなどの活動の促進

身近な福祉活動を行う人材を発掘、育成するとともに、地域活動をはじめとするボランティアやNPO^(※)などの活動環境の改善や運営の安定化を図る支援を行います。

すべての地域活動にかかわる人やボランティアに参加する人に対し、情報提供や相談、活動の場を確保し、活力ある地域づくりと住民の福祉の向上に努めます。

方向	取組内容
①ボランティア活動の促進	ボランティアに関する情報提供、相談の充実
	市民活動に関する学習講座、研修会などの開催
	ボランティア養成講座の開催
	市民活動支援センターが実施する「まちづくり大学」の充実など、団塊の世代や若い世代を対象としたボランティア学習機会の充実
	ボランティア活動への支援、助成
②コーディネート機能の充実	ボランティアに関する情報提供、相談の充実、養成講座での人材育成などによるボランティア登録者数の拡大を図ることによる円滑なコーディネートの推進
	ボランティア活動への支援につなげるための活動情報の共有化など、関連窓口の連携強化
③地域福祉人材の発掘・育成と活用	市民が地域福祉の担い手である趣旨の啓発
	福祉に関心が低い人への啓発の推進
	福祉に関心が高い人への活動参加のきっかけを提供
	ホームページなどによる自治会（地区会）等の組織化の啓発
	育児ボランティア養成講座の実施による新たなボランティアの養成の促進
	次世代の人材育成をめざした若い世代対象のボランティア学習の場の充実
	団塊の世代の活力を地域のボランティアに生かすなど、多様なボランティアの養成
	ボランティア間の交流・連携を図るための交流会の開催

方向	取組内容
③地域福祉人材の 発掘・育成と活 用	地域住民の認知症に対する正しい理解の促進役となる「認知症 サポーター養成」等による認知症にやさしいまちづくりの推進
	障がい者自身のエンパワメントをめざした社会貢献活動やボラ ンティア活動への参加促進

施策の方向[4] 市民が主体の活動への支援

市民が主体となって活動している事業への補助をはじめ、福祉に関する研修などの実施により活動団体や活動者への支援の充実を図ります。また、民生委員・児童委員^(※)などの活動について情報提供を推進することで、地域住民が身近な活動や活動内容を知り、気軽に利用できるように努めます。

方向	取組内容
①事業補助の充実	コミュニティ活動、自主防犯活動、自主防災活動などへの補助
	子どもの健全育成に適した環境づくりを目的とした中学校区ごとに設置されている地域協議会への補助
	既存施設の有効活用を図るための集会所施設・設備のバリアフリー ^(※) 化に要する経費補助
②民生委員・児童委員 ^(※) 活動などに関する広報、研修の推進	民生委員・児童委員 ^(※) 、主任児童委員 ^(※) の役割や活動内容の周知
	福祉に関する知識や法制度の情報提供のための研修

施策の方向[5] 人権教育・啓発、福祉教育の推進

支援の必要な人が地域福祉の取り組みや事業を安心して利用できるよう、地域住民や地域福祉の担い手に個人情報保護の周知を図ります。また、障がいのある人、高齢者、子ども、女性、配偶者、親などに対する虐待やいじめ、ドメスティック・バイオレンス^(※)など、家庭、学校、職場、地域社会とのかかわりが深い人権問題等、あらゆる人権侵害を予防するための人権教育・啓発を推進します。

高齢者や障がいのある人などへの正しい認識を育むとともに、相手の立場を思いやり協力しあう気運を高めるために、さまざまな人権教育・啓発活動や講座を実施します。

また、高齢者や障がいのある人などへの正しい理解と認識を根付かせるために、学校や地域における福祉教育等の充実を図ります。

方向	取組内容
①要援護者の個人情報保護	地域住民や地域福祉の担い手を対象とした研修を行い、要援護者の個人情報保護の徹底を図る
②人権教育・啓発	男女共同参画の周知・啓発
	人権行政基本方針に基づく事業の推進
	あらゆる人権意識の向上のための啓発・学習会等の事業により、心のバリアフリー ^(※) を図る
	市人権協会との連携による人権教育・啓発事業の推進
	各種情報提供媒体を活用しての人権教育・啓発、人権擁護に関する情報提供
	福祉関係者を対象とした人権擁護に関する制度や事業についての情報提供の促進
③学校における福祉教育の推進	福祉やボランティアへの関心を高めるため、児童・生徒による車いす体験や高齢者施設への訪問交流などの福祉体験活動の推進、啓発活動の充実
	小・中学校のほか、高校や大学など、各学校と市社会福祉協議会 ^(※) との情報交換、連携強化

方向	取組内容
④地域における福祉教育の推進	まちづくり大学・出前講座などの各種事業において大阪狭山市地域福祉計画 ^(※) ・地域福祉活動計画 ^(※) （概要版）の配布による啓発を実施
	ボランティアだよりの発行、ボランティアに関する相談、ボランティアジュニアスクール、教職員のためのボランティア講座などを実施し、福祉やボランティア活動への参加のための啓発を推進
	障がい者週間街頭啓発の実施
	認知症に関する市民の理解の促進

基本目標（２）誰もが自分らしく安心して福祉サービスを利用できるまち

施策の方向〔１〕 相談体制の整備と充実

身近な地域における相談体制の整備や専門的な相談などを通じて、対象者ごとの多様なニーズに対応できる相談体制の充実を図り、地域福祉セーフティネット^(※)構築に向け相談窓口ごとの連携を推進します。また、支援を必要とする人の相談への配慮として、相談窓口へ手話通訳者の派遣や人権相談の周知など、すべての人が安心して相談できる体制づくりを進めます。

特に、生活困窮者に対して、その人らしい生活が保障され、必要な援助を受けることができるよう、相談の窓口を周知するとともに、各関係機関との連携が円滑にできるように努めます。

方向	取組内容
① 地域における相談窓口の充実	より身近な相談窓口として市民に認識してもらえよう、民生委員・児童委員 ^(※) 及び主任児童委員 ^(※) による相談活動の充実
	市立心身障がい者福祉センター及び母子・父子福祉センター「さつき荘」での身体障がい者相談、知的障がい者相談、心配ごと相談、ひとり親家庭相談の充実
	相談支援事業所における障がい者相談の専門性の向上、相談体制の充実
	各中学校区担当のコミュニティソーシャルワーカー（CSW） ^(※) による相談
	在宅介護 ^(※) に関する相談や各種の保健・福祉・医療サービスの連絡調整等、地域包括支援センター ^(※) の機能強化
	子育て中の親子を対象とした多様な子育て教室の開催や交流の場の設置、情報提供、気軽に相談できる窓口の充実
	高齢者、障がい者、児童などへの福祉サービスに関する総合的な相談が身近な場所でできる福祉総合窓口の整備
	地域福祉ネットワーク会議を中心とした要援護者の見守り、相談、支援の総合調整による地域福祉セーフティネット ^(※) の構築
	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するための相談体制の確立

方向	取組内容
①地域における相談窓口の充実	ひとり暮らし高齢者等が健康に関する相談を気軽に相談体制の充実
②市役所における相談窓口の充実	<p>障がい者相談、介護電話相談、ひとり親家庭相談、児童家庭相談、健康相談、市民相談、行政相談、無料法律相談、司法書士無料法律相談、人権いろいろ相談、女性のための相談、人権擁護委員による相談、教育相談、進路相談、消費生活相談、労働相談など各種相談</p> <p>生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するための支援体制の充実</p> <p>就職困難者などに対する相談や就労支援</p> <p>学校での相談や「フリースクールみ・ら・い」での相談員および支援教育や心理学の専門家による特別教育相談の充実</p> <p>研修による相談員の質の向上と窓口間の連携促進</p> <p>コミュニケーション支援のための相談窓口における手話通訳者の派遣</p> <p>若年無業者（ニート）の社会復帰・就職に対する相談</p>
③人権相談や人権侵害被害者・加害者等への支援の充実	<p>人権擁護委員による相談、人権いろいろ相談、女性のための相談、無料法律相談などの充実</p> <p>人権侵害・人権問題の解決のための各相談機関との連携強化</p> <p>ドメスティック・バイオレンス^(※)加害者に対する更正支援</p> <p>ドメスティック・バイオレンス^(※)被害者の活動支援を行うNPO^(※)などの活動支援</p>

施策の方向[2] 福祉サービスの情報提供の充実

福祉サービスを必要とする人が、適切なサービスの情報を得られるように、さまざまな情報媒体による利用者の視点に配慮した情報提供に努めます。

また、障がいのある人や外国人に配慮した情報提供ができるよう、情報のバリアフリー^(※)化を推進します。さらに、福祉サービス提供事業者によるサービス内容などの利用者への情報提供を促進します。

方向	取組内容
① いろいろな情報媒体を活用した情報提供の推進	広報誌、リーフレット、ホームページを活用した情報提供
	保健、医療、福祉、介護サービスの内容や利用方法などの情報を提供する冊子の発行
	各分野における情報提供の一元化の推進
	利用者の視点にたったわかりやすい情報提供の推進
	パンフレットやインターネット ^(※) による情報提供が行われるよう福祉サービス提供事業者に対する要請
	ハートケアフェスタ等を通じた若年層に対する介護に関する関心度の向上
	市・市社会福祉協議会 ^(※) のホームページなどによる、大阪狭山市地域福祉計画 ^(※) ・地域福祉活動計画 ^(※) の周知
② 情報バリアフリー ^(※) 化の推進	手話通訳者の配置や派遣
	ホームページの内容改善や容易な利用へ向けての取組みの充実
	声の広報等音声による情報提供の充実
	利用者のニーズに応じた図書館での大型活字本の閲覧・貸し出しの充実
	高齢者や障がいのある人へのIT講習会の開催

施策の方向[3] 福祉サービス提供・連携体制の充実

複雑で多様化した問題を抱える相談者や支援を必要とする人が増える中で、適切に問題が解決できるよう、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの各分野のネットワーク化を推進するとともに、重複する問題への対応を行うために、他分野における相談機関とのネットワーク化の整備に努めます。

方向	取組内容
①ネットワークによる幅広い対応の促進	コミュニティソーシャルワーカー（CSW） ^(※) 配置により、サービス調整機能の向上
	高齢者にかかわる機関が集まる地域ケア会議の開催による高齢者を支える各機関の情報交換とその支援策の検討による地域でのセーフティネット ^(※) の構築
	子どもの見守りや児童虐待の防止・早期発見を促進するための子どもネットワーク協議会の連携強化
	地域福祉ネットワーク会議の開催により、地域課題への連携強化
	自立支援協議会 ^(※) （障がい者）、地域ケア会議（高齢者）、子どもネットワーク協議会（子ども）との連携・協働 ^(※) など、地域住民の福祉課題の効果的・効率的な解決に向けた市関係部局の連携強化
	高齢者SOSネットワークの連携による認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の安全確保並びに連携強化のためのSOSネットワーク協力事業所の増加
	認知症高齢者等の徘徊に対応するための個人情報共有及び捜索協力機関の充実
①ネットワークによる幅広い対応の促進	可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができる地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築
	ドメスティック・バイオレンス ^(※) 被害の未然防止並びに被害者への効果的な支援のための関係機関の連携とネットワークの整備
②障がい者・高齢者・生活困窮者等、要援護者やその家族に対する支援の充実	関係機関と連携し、障がい者や生活困窮者等が経済的に自立できるよう、就労に向けた訓練や継続雇用に向けた取組みの推進
	発達障がい者（児）に対する療育支援、その家族に対する支援の充実
	介護予防事業の周知及び参加しやすい事業づくり

施策の方向[4] 福祉サービスの質の確保と向上

福祉サービスの利用者が安心してサービスを選択・利用できるよう、第三者評価制度の導入や自己評価の実施を奨励するとともに、研修会や質の向上に関する情報提供に努め、福祉専門職の質の向上に努めます。

方向	取組内容
①福祉サービスの評価制度の促進	福祉サービス事業者への第三者評価と自己評価の実施の働きかけの強化
	保育所における第三者評価の実施の促進
②福祉専門職の質の向上	ケアマネジャー ^(※) 、福祉施設職員、ヘルパー、訪問看護職員など、専門職の資質の向上

施策の方向[5] 福祉サービス利用者の保護

苦情相談窓口の周知により、福祉サービスの利用者がサービス提供事業者と対等な立場において、サービスの選択・利用ができるよう努めます。

また、判断能力が十分でない人など、あらゆる人がその人らしい生活を送ることができ、必要な支援を受けることができるよう、権利擁護^(※)のための制度や事業について周知や利用の促進を図ります。

方向	取組内容
①苦情相談窓口の利用促進	市の担当窓口や大阪府国民健康保険団体連合会などの苦情解決の窓口やしくみの周知・啓発
	第三者苦情解決制度の周知
	高齢者介護サービス利用者から不安や不備などの相談を受け、その改善に向けて、利用者と事業者の橋渡しを行う介護相談員の確保・養成、派遣
②成年後見制度 ^(※) の活用	成年後見制度 ^(※) の周知・啓発と利用の促進
③日常生活自立支援事業 ^(※) の推進	判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助、日常的な金銭管理の手伝いなど、地域で自立した生活を送るための支援
	日常生活自立支援事業 ^(※) （旧地域福祉権利擁護事業）の利用促進のための周知・啓発の推進

基本目標（3）誰にとってもやさしいまち

施策の方向[1] 地域に密着した福祉サービスの開発

活力ある地域づくりと市民福祉の向上を目的に、NPO^(※)などの活動環境の改善や運営の安定化を図るための支援を充実します。

また、地域に密着したサービスの周知啓発を行うことにより、支援を必要とする人とサービス提供事業者とのつなぎを行えるよう推進します。

方向	取組内容
①市民公益活動団体 ^(※) の設立・運営に対する支援	市民公益活動に関する情報提供・設立や運営などに関する相談
	市民公益活動団体 ^(※) 情報バンクへの登録の拡充と活動情報の発信、情報誌の発行などの支援
	市民公益活動に関する学習講座・研修会などの開催
	地域福祉活動などを行う市民公益活動団体 ^(※) や社会教育の普及・向上・奨励などを目的とした事業を実施する社会教育関係団体に対する補助
②市民公益活動団体 ^(※) などの福祉サービスへの参入の促進	子育て親子の交流、集いの場の提供
	指定管理者制度による施設の管理運営
	ホームページでのコミュニティビジネスの事例紹介
	NPO ^(※) 等と連携した市民提案型の協働 ^(※) 事業の創出支援
	ファミリーサポートセンター事業の周知啓発及び登録者数の増加促進
	介護保険サービスの地域密着型サービスを提供する事業者に対して情報提供などの支援
	市事業の効果・効率的な実施を行うための市事業の委託の推進

施策の方向[2] 快適で利用しやすい生活環境の整備

誰もが安心して快適に生活できるよう、公共施設をはじめ、多くの人が利用する施設のバリアフリー^(※)化とユニバーサルデザイン^(※)による施設整備を推進します。

また、住環境においても、住宅改造助成事業などの周知を図り、多くの人が利用できるよう促進します。

方向	取組内容
①公共施設などのバリアフリー ^(※) 化、ユニバーサルデザイン ^(※) 導入の推進	大阪府福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿う指導
	歩道のバリアフリー ^(※) 化の推進
	公共施設等のバリアフリー ^(※) 化とユニバーサルデザイン ^(※) による施設整備を推進
	誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりの推進
②住環境の整備の促進	重度障がい者などの住宅改造助成事業の促進
	介護保険サービスの住宅改修の周知
	要介護や要支援になるおそれのある高齢者に対する手すりの設置などの支援の実施

第4章 計画の推進体制及び進行管理

第4章 計画の推進体制及び進行管理

1. 推進体制

(1) 全市的な連携の強化

計画に含まれる分野は、保健・福祉のみならず、教育、就労、人権、まちづくりなど幅広い分野に及んでいます。そのため、市及び市社会福祉協議会^(※)の各部局が一体となって本計画を推進する目的で設置された「大阪狭山市地域福祉計画推進委員会・幹事会等」を中心に、第四次大阪狭山市総合計画や関連計画との整合性を図り、全市的な連携のもと各施策・事業が円滑に推進できるよう取組みます。

(2) 市民、関係機関・団体、事業者などとの連携の推進

計画を推進するためには、市民をはじめとし、民生委員・児童委員^(※)協議会など多くの関係機関・団体、事業者などの協力が必要不可欠です。

今後も、市民、関係機関・団体、事業者などとの連携を図るとともに、地域福祉ネットワーク会議の強化により計画の推進に向けた取組みを行います。

さらに、今後、地域の中で地域づくりに関する活動が活性化してきた場合には、該当する活動との連携強化を進め、取組みの充実に努めます。

(3) 市と市社会福祉協議会との連携の強化

両計画の一層の推進のため、施策の策定を行う市と地域福祉推進の中核組織である市社会福祉協議会^(※)との連携の強化を図ります。

2. 進行管理

(1) 進行管理を行う意義

計画の主たる目的は「市における地域福祉を推進すること」であることを十分認識し、計画の内容や取組みの実施状況についての単なる論評にとどまらず、計画に基づくさまざまな取組みの結果について検証・評価し、その結果に基づき具体的な改善方策等を検討していくことが計画の実効性を高める上で重要です。

いわゆる、PDCAサイクル（「Plan（計画）」、「Do（実施・実行）」、「Check（検証・評価）」、「Action（改善）」のプロセスに則って進行管理に努めます。

また、市民や関係機関・団体の参画により運営する「大阪狭山市地域福祉計画推進協議会」において意見を求め、必要に応じて計画の見直しを検討します。

(2) 進行管理の実施方法

- ① 目標に対する施策の取組み状況について、毎年、その進行状況を検証・評価します。

また、進行管理の内容については、ホームページ等を通じ市民に公表します。

【活動単位ごとの進行管理イメージ】

	日常生活圏域	福祉圏域	市域	
			市社会福祉協議会 ^(※)	市
平成27年度	○目標に対する取組み	○目標に対する取組み ○課題の抽出	○目標に対する取組み ○施策に対する検証・評価	○目標に対する取組み ○施策の対する検証・評価 ○委員会等の開催
平成28年度	↓	↓	↓	↓
平成29年度				
平成30年度				
平成31年度				

- ② 住民懇談会等を実施して課題の抽出を行い、それを基に地域での活動の方向性を定めた、関係団体の支援方針や地区福祉委員会^(※)の活動計画を作成するための支援を行います。また、住民懇談会等での課題を参考に、両計画の見直しを行います。

【活動単位ごとの進行管理イメージ】

	日常生活圏域		福祉圏域	市域	
	地区福祉委員会 ^(※)	その他団体等		市社会福祉協議会 ^(※)	市
平成27年度	住民懇談会に参加	住民懇談会に参加		住民懇談会を開催	住民懇談会を開催
	住民懇談会での課題を共有	住民懇談会での課題を共有		住民懇談会での課題を整理	委員会・住民懇談会等での課題を整理
	地区福祉委員会 ^(※) の活動計画（4年間）の策定	課題に対して支援策が必要か判断必要であれば個別に支援方針作成		地区福祉委員会 ^(※) 及び関係団体の活動計画や支援方針策定の支援	施策の問題・課題の抽出 施策に係る制度の整備・見直し
平成28年度	地区福祉委員会 ^(※) の活動計画の施策の実施	地区福祉委員会 ^(※) と連携し、各計画・施策の実施	日常生活圏域での活動の支援と各計画・施策の実施	地区福祉委員会 ^(※) の活動計画の施策を実施するための支援 その他関係団体の課題解決の為の支援	施策に係る制度の整備・見直し 両計画の施策を実施するための支援
平成29年度	平成31年度まで	平成31年度まで	平成31年度まで	平成31年度まで	平成31年度まで
平成30年度	第4次地域福祉計画 ^(※) ・活動計画策定のためのアンケートの参加	第4次地域福祉計画 ^(※) ・活動計画策定のためのアンケートの参加		第4次地域福祉計画 ^(※) ・活動計画策定及びアンケートの実施	第4次地域福祉計画 ^(※) ・活動計画策定及びアンケートの実施
平成31年度	住民懇談会に参加	住民懇談会に参加		住民懇談会を開催	住民懇談会を開催
	住民懇談会での課題を共有	住民懇談会での課題を共有		住民懇談会での課題を整理	委員会・住民懇談会等での課題を整理
	地区福祉委員会 ^(※) の活動計画（5年間）の策定	課題に対して支援策が必要か判断必要であれば個別に支援方針作成		地区福祉委員会 ^(※) 及び関係団体の活動計画や支援方針策定の支援 第4次地域福祉計画 ^(※) ・活動計画策定	施策の問題・課題の抽出 第4次地域福祉計画 ^(※) ・活動計画策定

※ 住民懇談会とは市と市社会福祉協議会^(※)が共催し、自治会（地区会）等、民生委員・児童委員^(※)、地区福祉委員^(※)、老人クラブ、PTA、子ども会、病院、NPO^(※)、まちづくり円卓会議、事業所等が集まり、地域の課題を共有する場です。

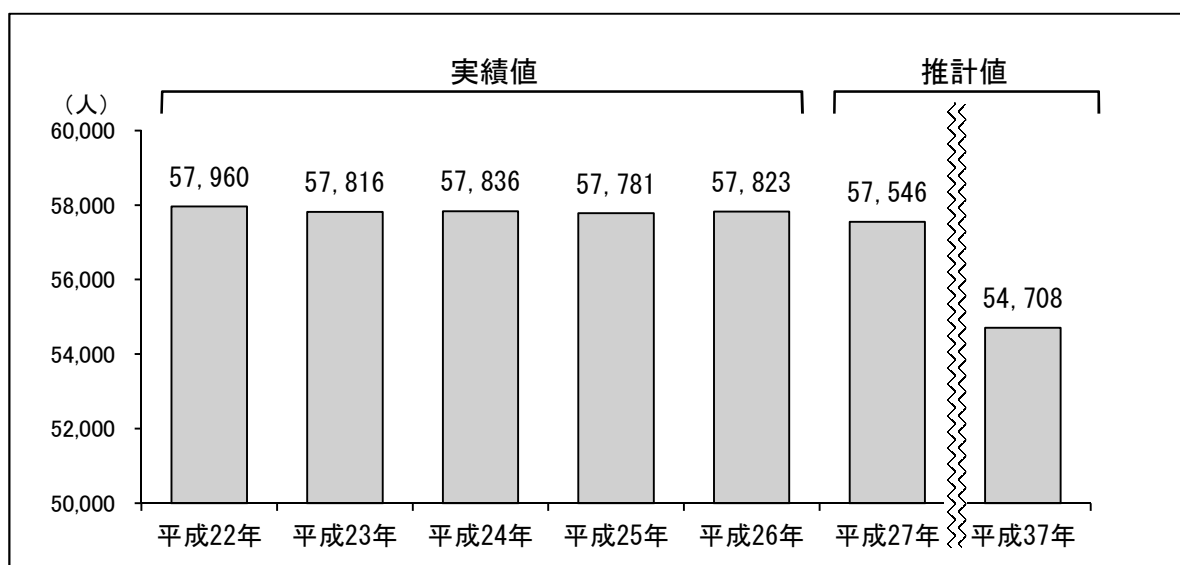
參考資料

参考資料

1. 統計データでみる市のすがた

(1) 人口の現状と将来

① 総人口の推移

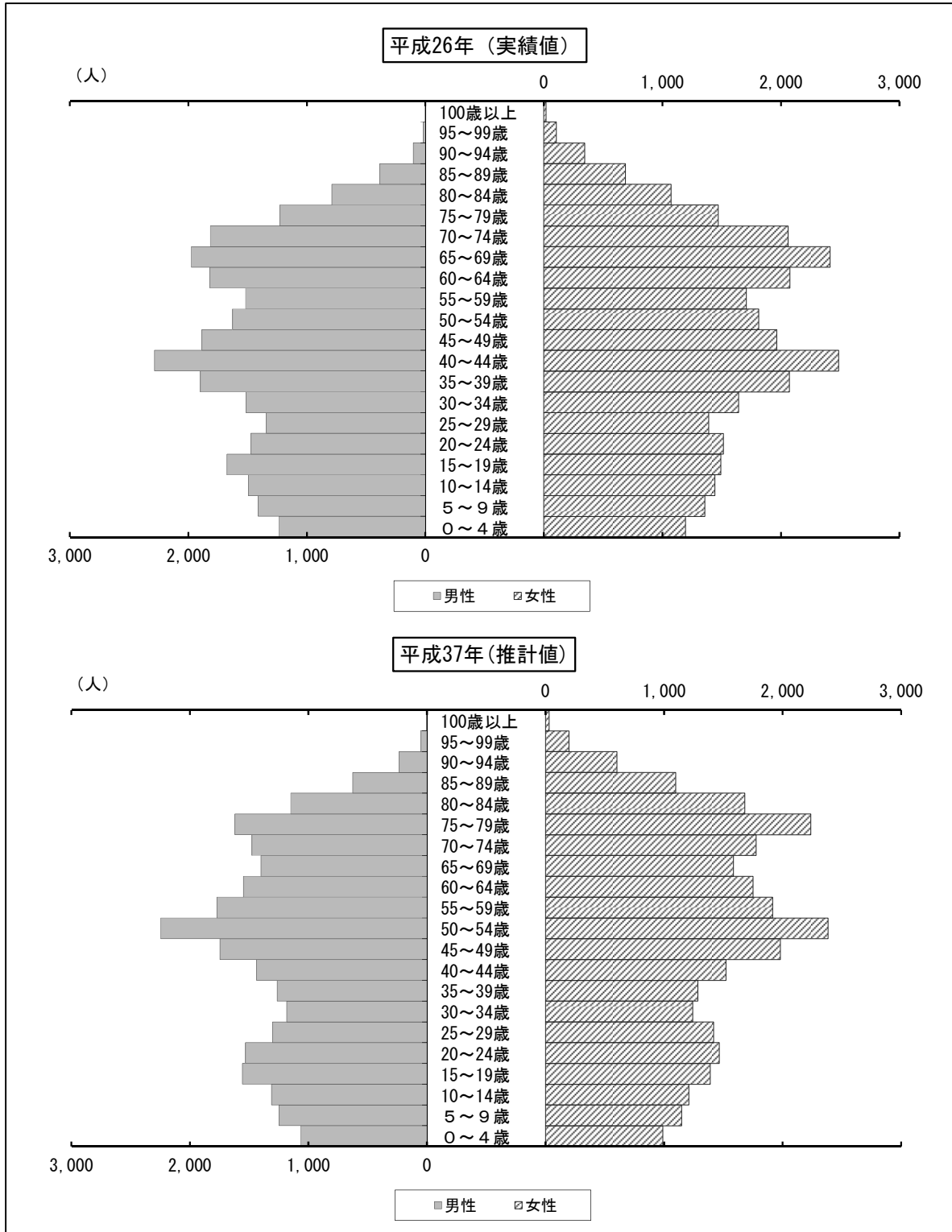


資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

総人口（住民基本台帳、外国人含む）は、平成25年は57,700人台に減ったものの、平成26年は42人増加し、57,823人となっています。

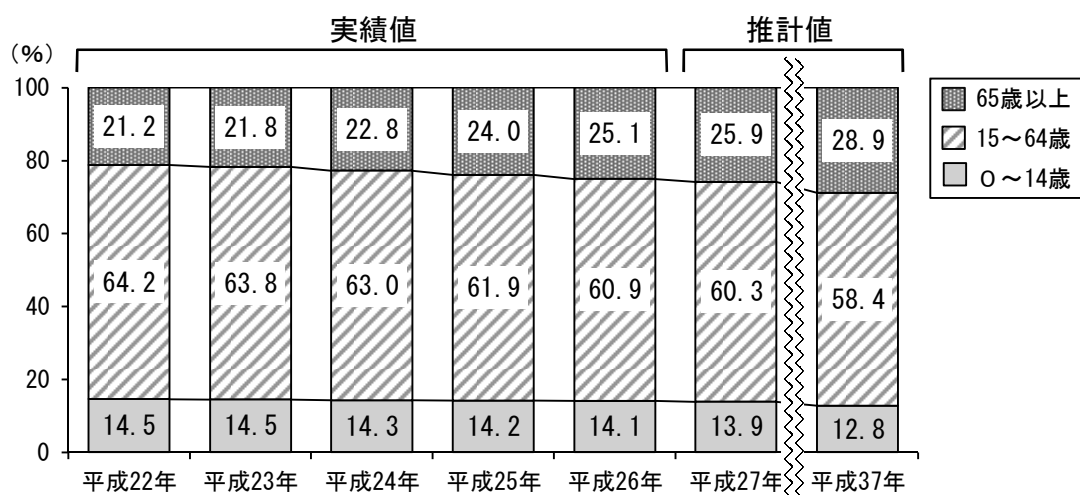
しかし、平成27年（推計値）は、57,546人に減少し、その10年後の平成37年（推計値）にはさらに54,708人に減少するものと見込まれます。

② 人口ピラミッド



市の人口ピラミッドは、年少人口が低く、高齢化率が高い「つぼ型」の形状となっています。団塊の世代が75歳を迎える平成37年（2025年）には、ほぼ5人に1人が75歳以上の高齢者になるものと見込まれます。

② 年齢3区分別人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

		実績値					推計値	
		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成37年
総人口	人	57,960	57,816	57,836	57,781	57,823	57,546	54,708
0~14歳	人	8,429	8,357	8,252	8,185	8,135	7,980	6,977
	%	14.5	14.5	14.3	14.2	14.1	13.9	12.8
15~64歳	人	37,234	36,884	36,412	35,747	35,199	34,680	31,947
	%	64.2	63.8	63.0	61.9	60.9	60.3	58.4
65歳以上	人	12,297	12,575	13,172	13,849	14,489	14,886	15,784
	%	21.2	21.8	22.8	24.0	25.1	25.9	28.9

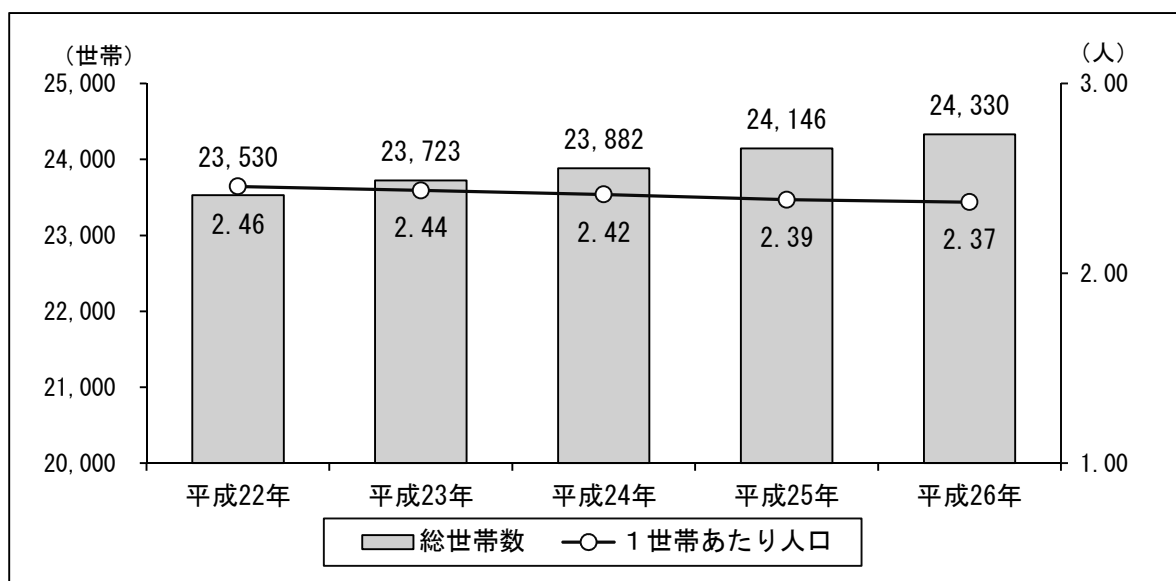
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

※平成22~26年までは実績値。27年以降は推計値

年齢3区分別人口構成比をみると、65歳以上人口の高齢化率は、平成26年9月末現在は25.1%で、それ以降も年々上昇し、平成27年は25.9%（推計値）、その10年後の平成37年は28.9%（推計値）と、市民の3人に1人が高齢者となる見込みです。

一方、0~14歳の年少人口の割合は高齢者よりも低く、平成22年は14.5%でしたが、平成27年には13.9%（推計値）、さらに10年後の平成37年には12.8%（推計値）まで減少すると見込まれます。

(2) 世帯数と1世帯あたりの人員の推移（現状）

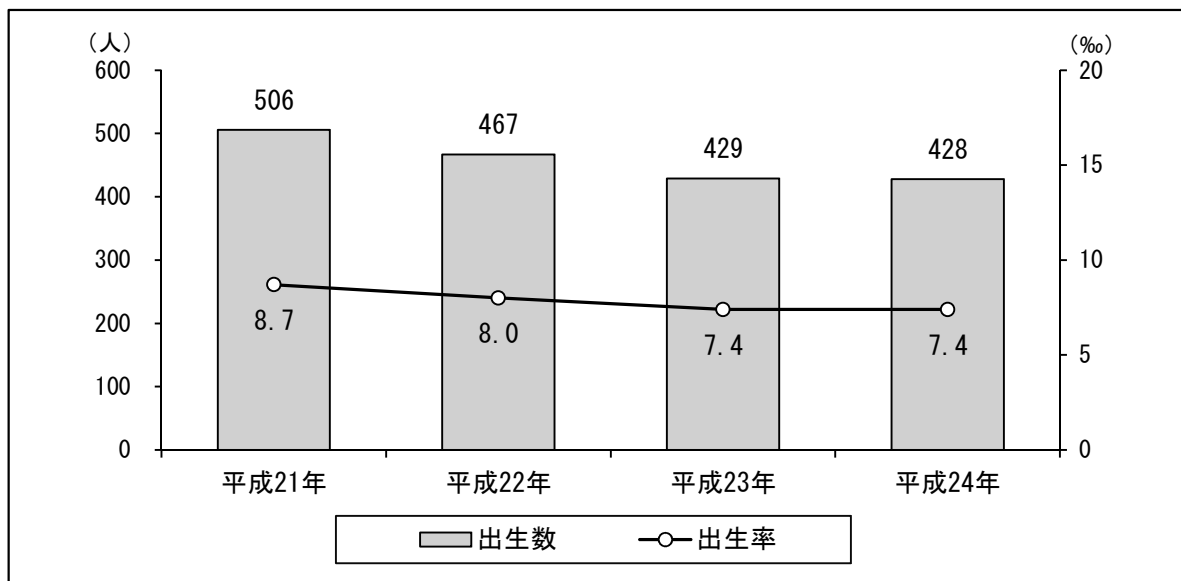


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

世帯数は、年々増加し、平成26年は24,330世帯で、平成22年から800世帯増加しています。一方で、1世帯あたりの人員数は、平成22年の2.46人から平成26年の2.37人と減少しています。

(3) 少子高齢化の状況

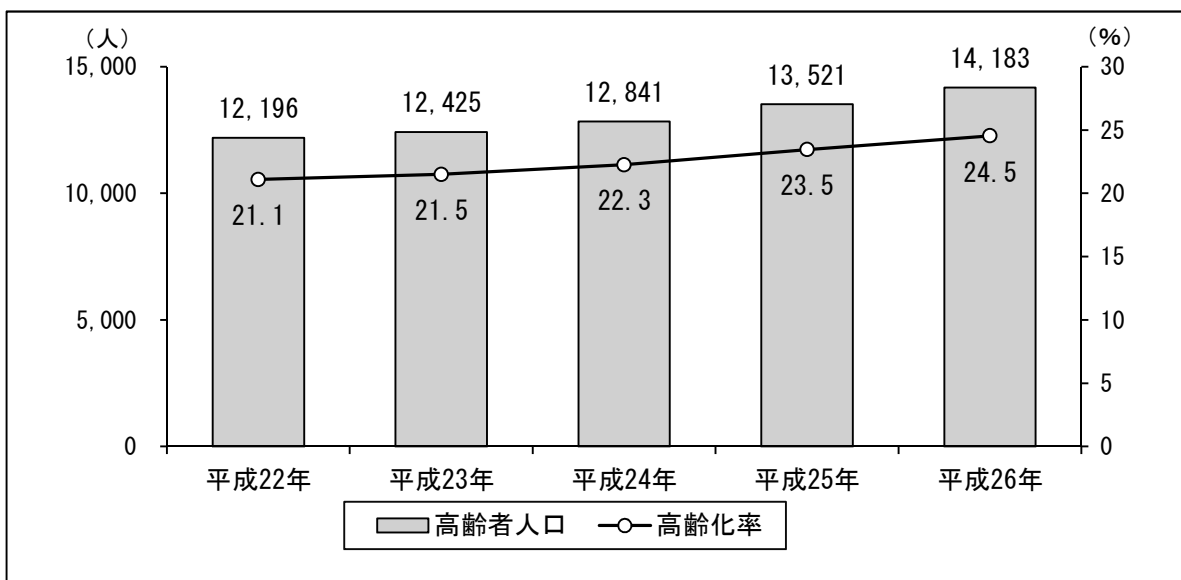
① 出生数と出生率の推移



資料：大阪府人口動態総覧（各年10月1日現在）(%は0.1%)

市の出生数は年々減少し、平成21年の506人に比べ平成24年は428人で15%減となっています。また、出生率（人口千人あたりの出生数）をみると、8.7‰から7.4‰と低下しています。

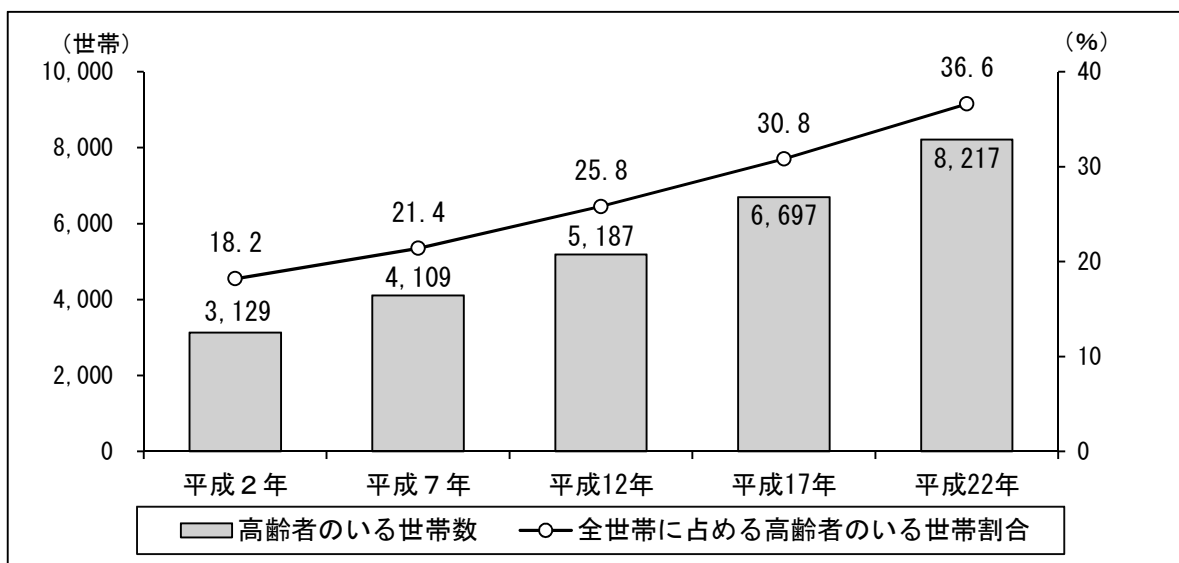
② 高齢者数と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

高齢者数は、年々増加しており、平成26年3月末現在は14,183人で、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は、24.5%です。高齢化率は、平成22年の21.1%から3.4ポイント上昇しています。

③ 高齢者のいる世帯数の推移

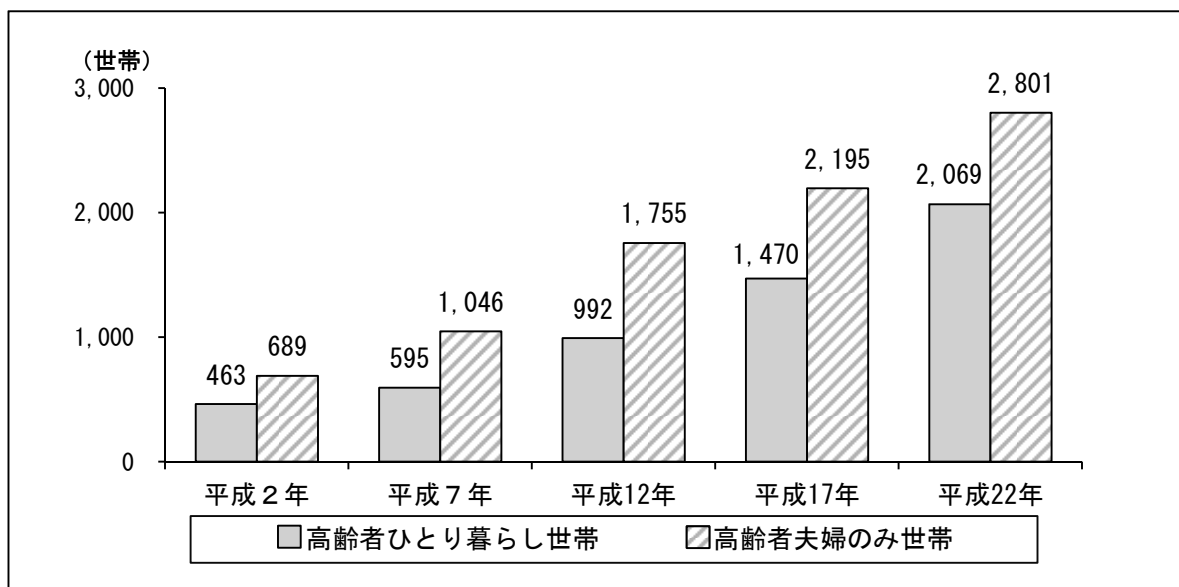


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

高齢者世帯（高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦のみ世帯、高齢者その他の世帯）は、平成2年の3,129世帯から平成22年は8,217世帯と増加しています。

それに伴い、全世帯に占める高齢者世帯の割合も年々上昇し、平成22年は36.6%となっています。

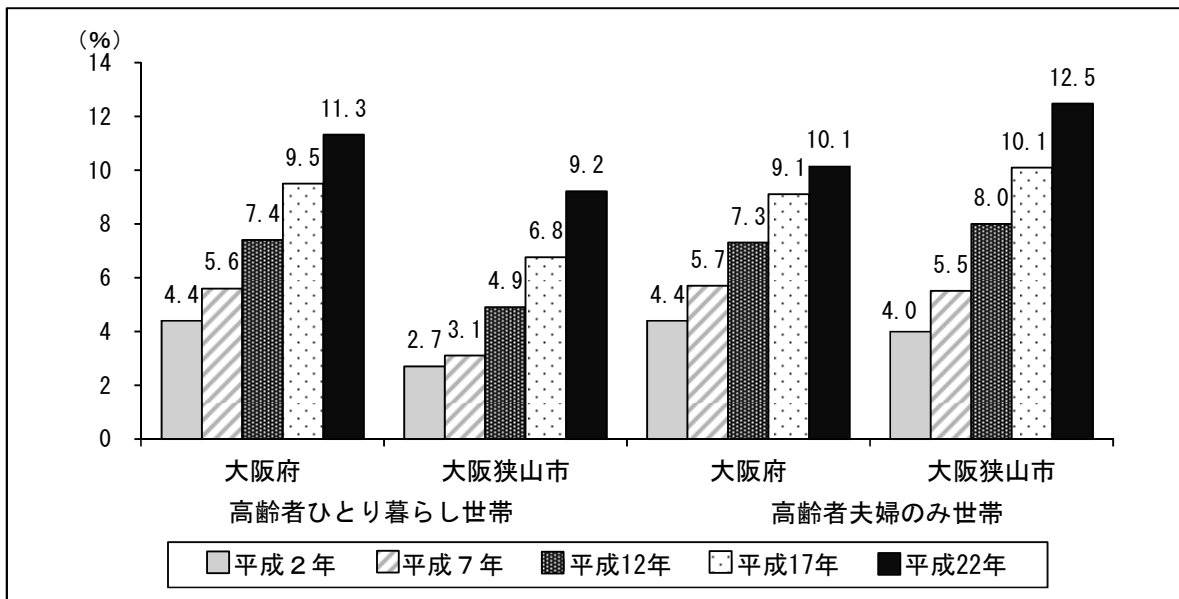
④ 高齢者のいる世帯の形態別世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

高齢者世帯のうち、ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦のみ世帯ともに増加しており、平成2年からこの20年間で、高齢者ひとり暮らし世帯は約4.5倍、高齢者夫婦のみ世帯は約4.1倍の伸びとなっています。

《参考》高齢者世帯割合の大阪府平均との比較

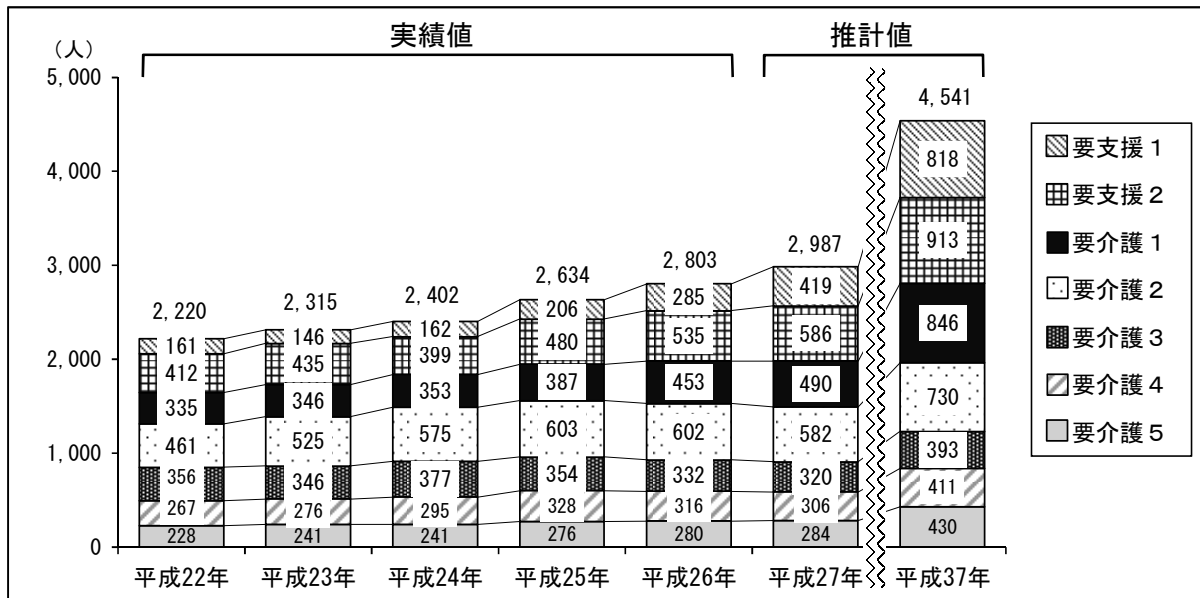


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

大阪府に比べ、市はひとり暮らし世帯の割合はやや低くなっていますが、その差は小さくなっています。一方、高齢者夫婦のみ世帯の割合は市のほうがやや高く、今後、ひとり暮らし世帯の割合が上昇することが予想されます。

(4) 支援が必要な人の状況

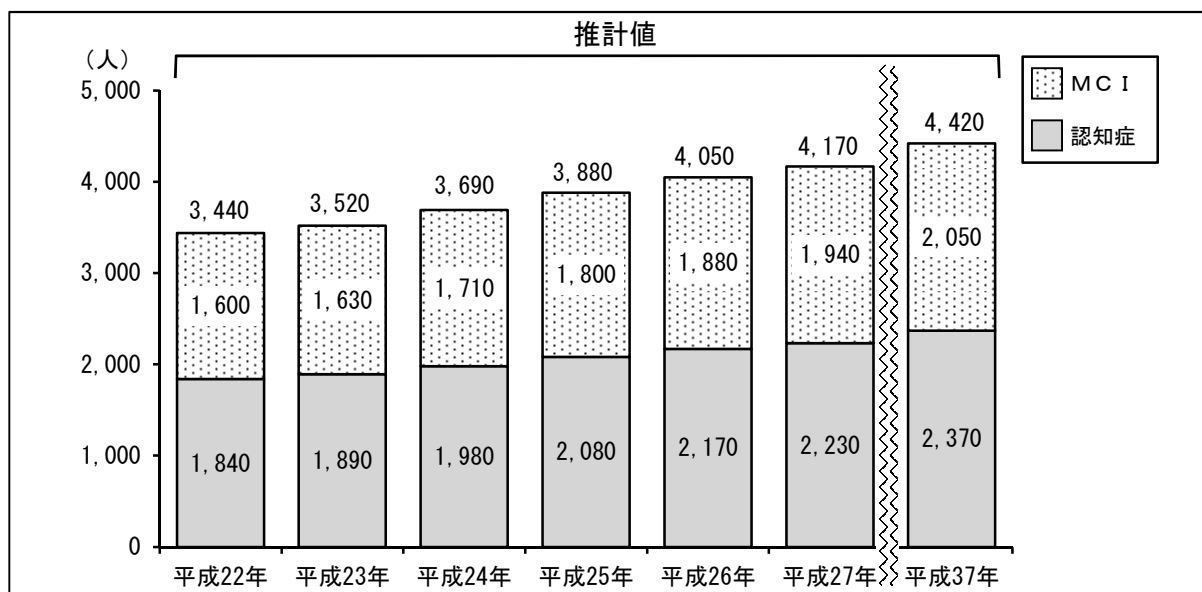
① 要介護等認定者（現状と将来）



資料：介護保険事業状況報告（各年3月月報）

要介護等認定者は、平成22年の2,220人から平成26年は2,803人に増加し、さらに平成37年には4,541人に増加する見込みです。
また、要介護度別では、要支援1～要介護1、要介護5の増加の伸びが大きくなっています。

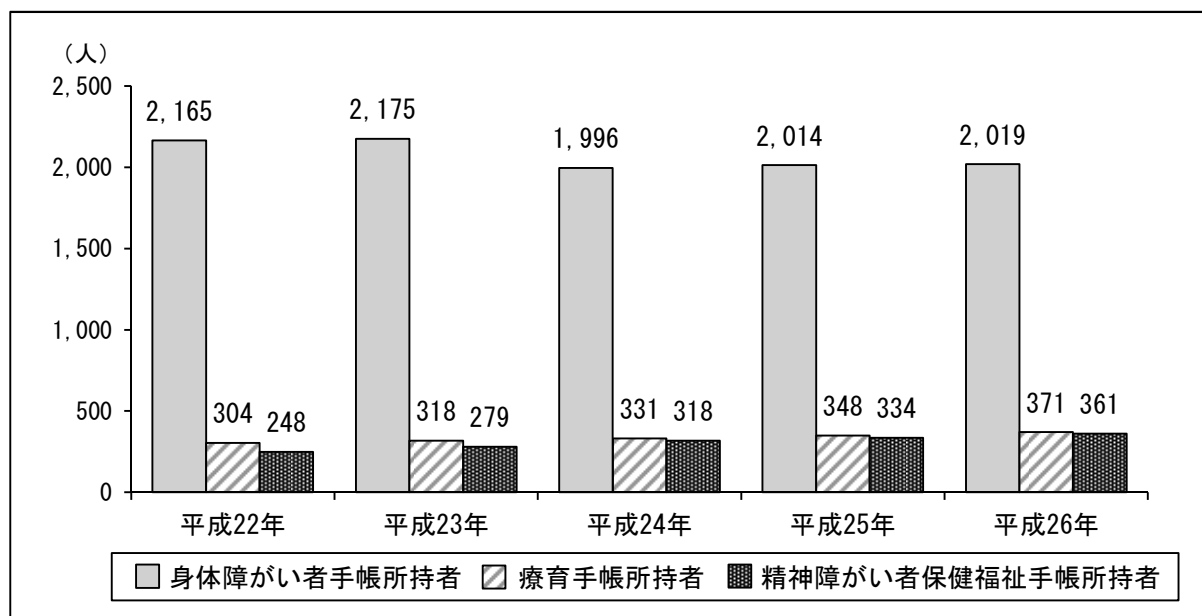
② 認知症高齢者の状況（推計値）



資料：厚生労働省の研究班が推計した全国認知症有病率と市の高齢者人口をもとに推計

厚生労働省の研究班が推計した有病率（認知症15%、MCI 13%）を市の高齢者人口にあてはめ、認知症有病者数を推計しました。それによると、将来、認知症になる可能性のある軽度認知障がい（MCI）を含む認知症有病者数は、平成26年時点では4,050人、平成37年には4,420人に増加すると推定されます。

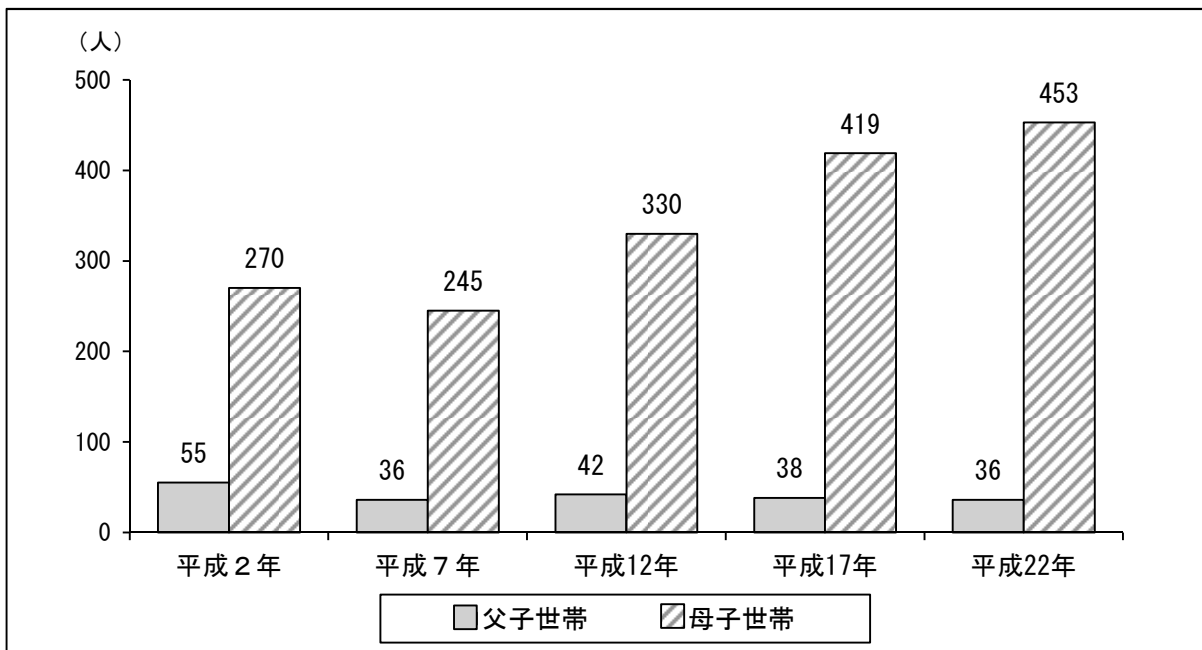
③ 障がいのある人の状況



資料：保健福祉部福祉グループ（各年3月末現在）

障がい者手帳所持者数は、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者が年々増加しています。身体障がい者手帳所持者は、2,000人前後で推移しています。

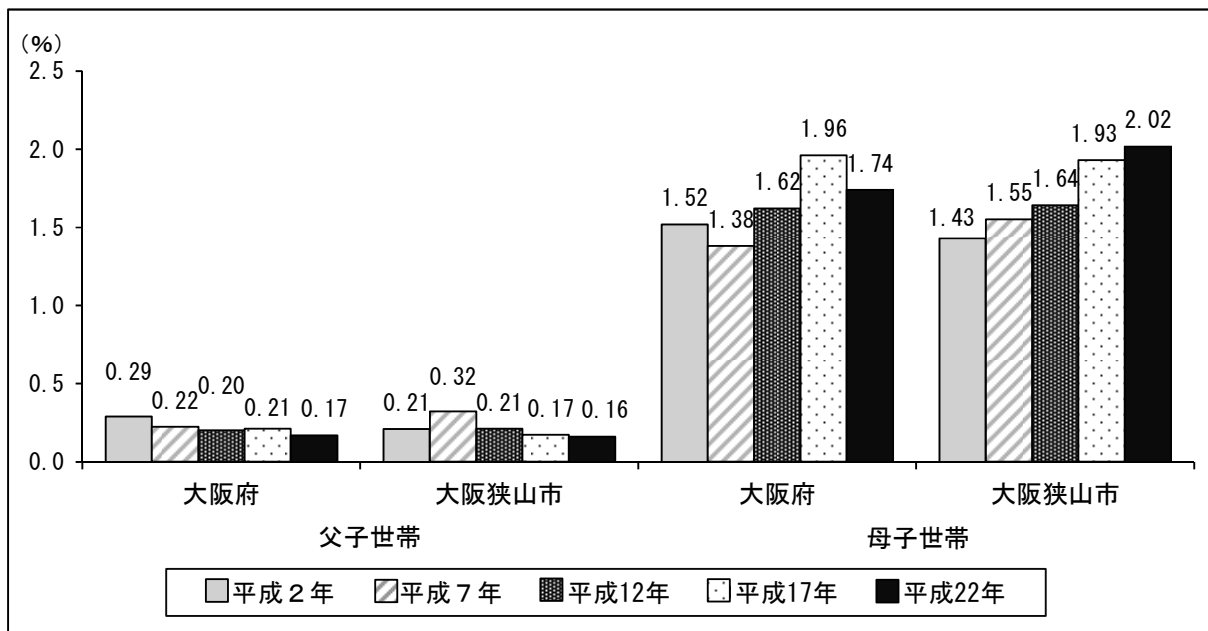
④ ひとり親世帯



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

父子世帯は、平成2年が55世帯でしたが、その後は40世帯前後で推移しています。一方、母子世帯は、平成12年から増加傾向にあり、平成22年は453世帯で、平成7年に比べ約1.8倍増となっています。

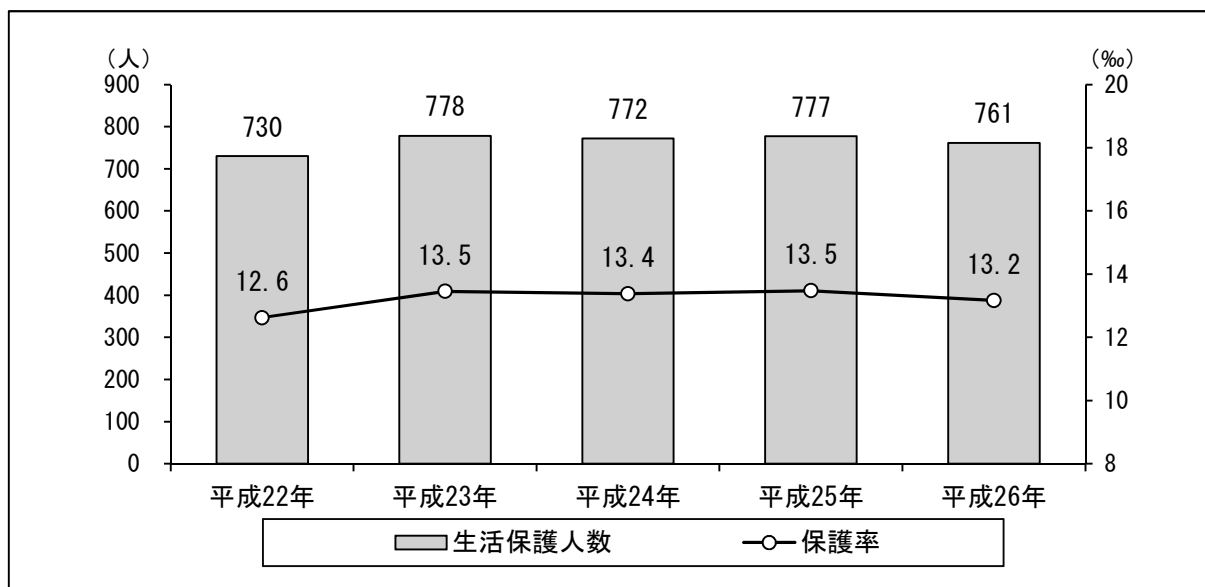
《参考》ひとり親世帯割合の大阪府平均との比較



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

市の母子世帯の割合は、増加傾向にあり、平成22年は府平均よりも高くなっています。

⑤ 生活保護人数

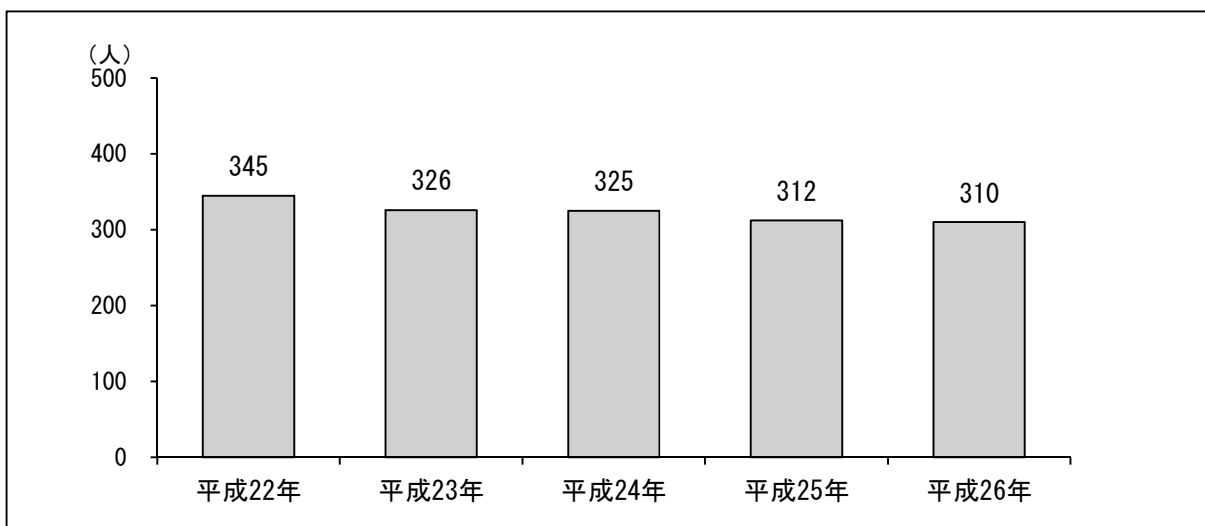


資料：事務事業実績報告書（各年3月末現在）（1%は0.1%）

生活保護人数は増加し、平成26年には761人となっています。平成22年と比較すると、31人増加しています。

保護率（人口1,000人あたりの被保護者数）は、平成22年から増加していましたが、平成26年に一旦減少し、13.2%となっています。

⑥ 外国人の状況



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

外国人登録人数は、年々減少傾向にあります。平成26年3月末現在310人で、平成22年の345人に比べ35人減少しています。

(5) 地域福祉の担い手などの状況

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
民生委員・児童委員 ^(※)	84	81	85	85	89
地区福祉委員会 ^(※) 委員	440	449	470	464	450
市民活動支援センター ボランティア登録者数	45	45	94	122	160
市社会福祉協議会 ^(※) ボ ランティアセンター ボランティア	468	526	437	363	414
育児ボランティア	77	81	86	99	102
自治会(地区会)等加入 世帯数	15,224	15,994	15,994	15,583	15,583
自主防災組織結成区域 内の世帯数	13,730	15,829	16,300	16,549	16,587
NPO ^(※) 法人	18	17	18	19	21

(各年3月末現在)

地域福祉の担い手などの動向は上表のようになっています。ボランティア登録者数は増加傾向にあります。

また、自主防災組織についても、結成区域内の世帯数が大きく増加しています。

2. 地域福祉に関するアンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

①調査目的

「第3次大阪狭山市地域福祉計画^(※)・大阪狭山市地域福祉活動計画^(※)」の策定にあたり、市民及び福祉関係者を対象に、地域福祉に関する意識や地域福祉活動の状況・意向などについて調査を行い、計画策定の基礎資料を得るために実施しました。

②調査設計及び回収結果

	①市民	②福祉関係者
(1) 調査対象	市在住の方	市在住の福祉活動に取り組んでおられる方
(2) 標本数	2,000人	500人
(3) 調査方法	郵送配布・郵送回収	
(4) 調査期間	平成26年10月3日～10月31日	
(5) 回収結果		
配布数	2,000件	500件
有効回答数	927件	383件
有効回答率	46.4%	76.6%

③調査結果をみる上での注意点

- 図表中のn (Number of case) は、設問に対する回答者数のことです。
- 回答比率 (%) は回答者数 (n) を 100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入して表示しています。四捨五入の結果、内訳の合計が計に一致しないことがあります。
- 図表中の「MA%」(Multiple Answer の略) や「2LA%」(2 Limited Answer の略)、「3LA%」(3 Limited Answer の略) は、複数回答形式の質問 (回答選択肢の中から「あてはまるものをすべて」や「○は2つまで」、「○は3つまで」選択する形式の質問) を表しています。

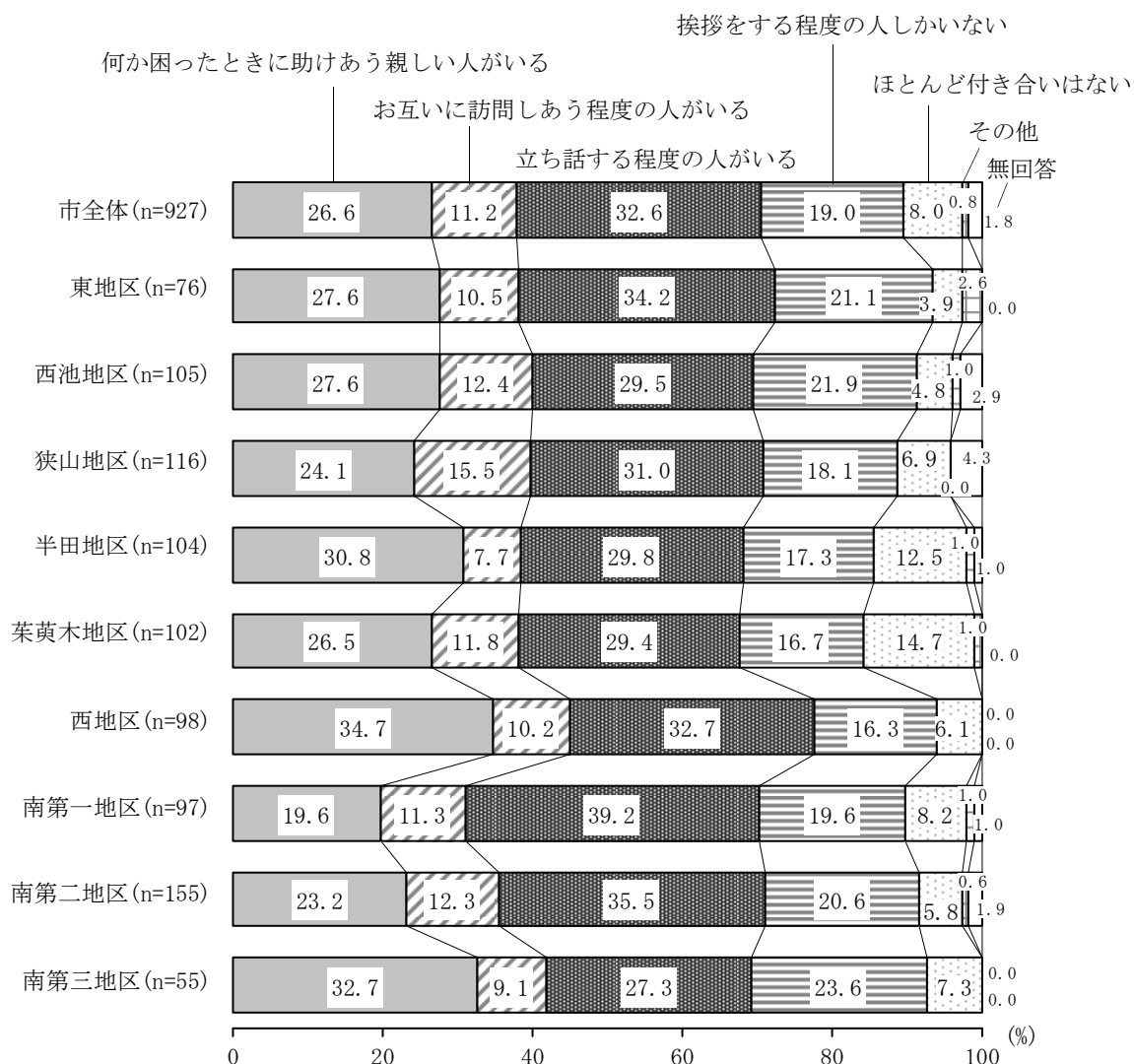
(2) 調査結果の概要

1) 市民

① ご近所との関係

居住地区別では、半田地区と西地区、南第三地区は「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」が最も多く、それ以外の地区では「立ち話する程度の人がある」が最も多くなっています。また、「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」は西地区が34.7%と最も高く、南第一地区は19.6%で最も低くなっています。「ほとんど付き合いはない」では茱萸木地区が14.7%で最も高く、次いで半田地区が12.5%となっています。

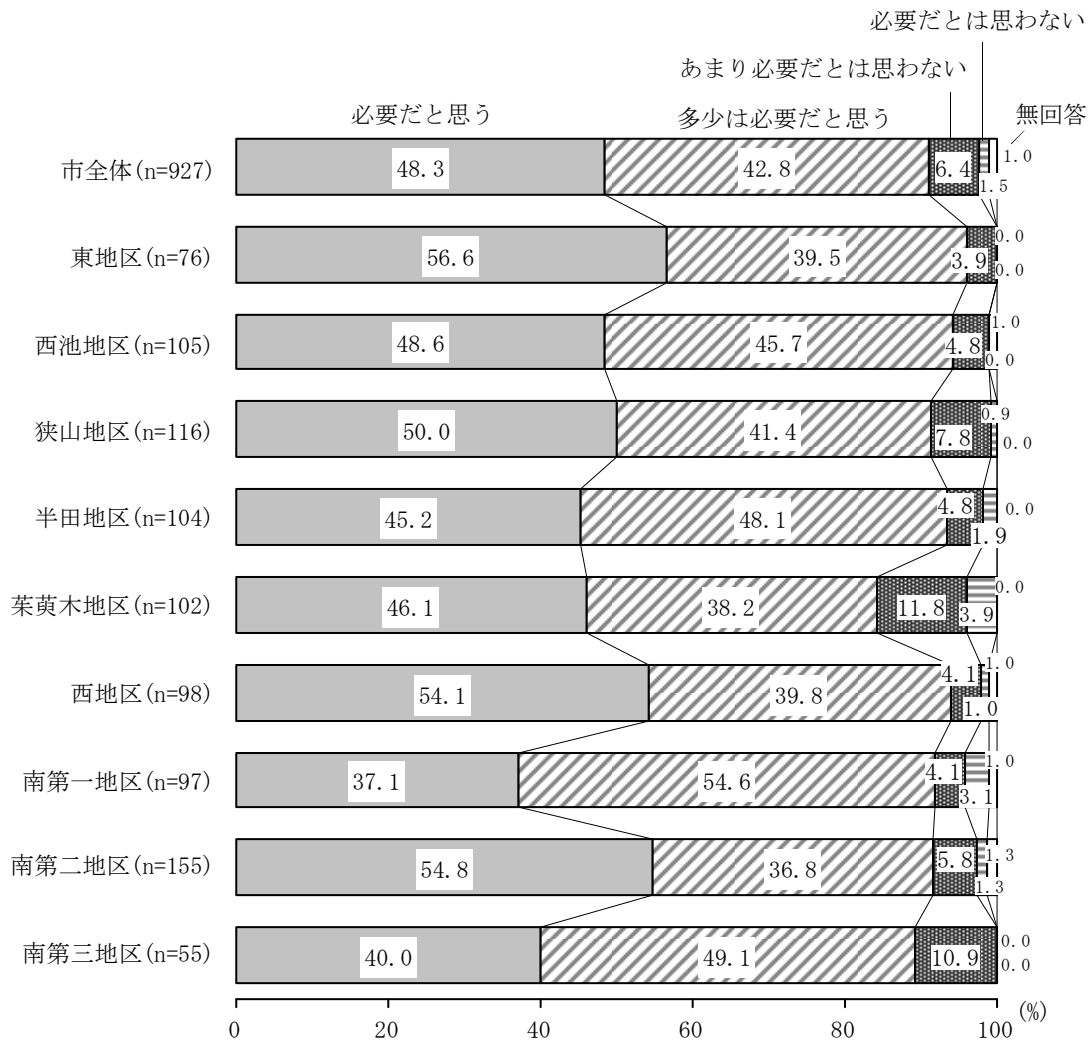
【図1-1】



② 近所付き合いの必要性

居住地区別では、各地区で『必要と思う』（「必要だと思う」と「多少は必要だと思う」の合計）割合が8～9割台を占め、「必要だと思う」は東地区が56.6%、南第二地区が54.8%、西地区が54.1%と高くなっています。一方、『必要と思わない』（「必要だと思わない」と「あまり必要だと思わない」の合計）割合は、茱萸木地区が15.7%で最も高くなっています。

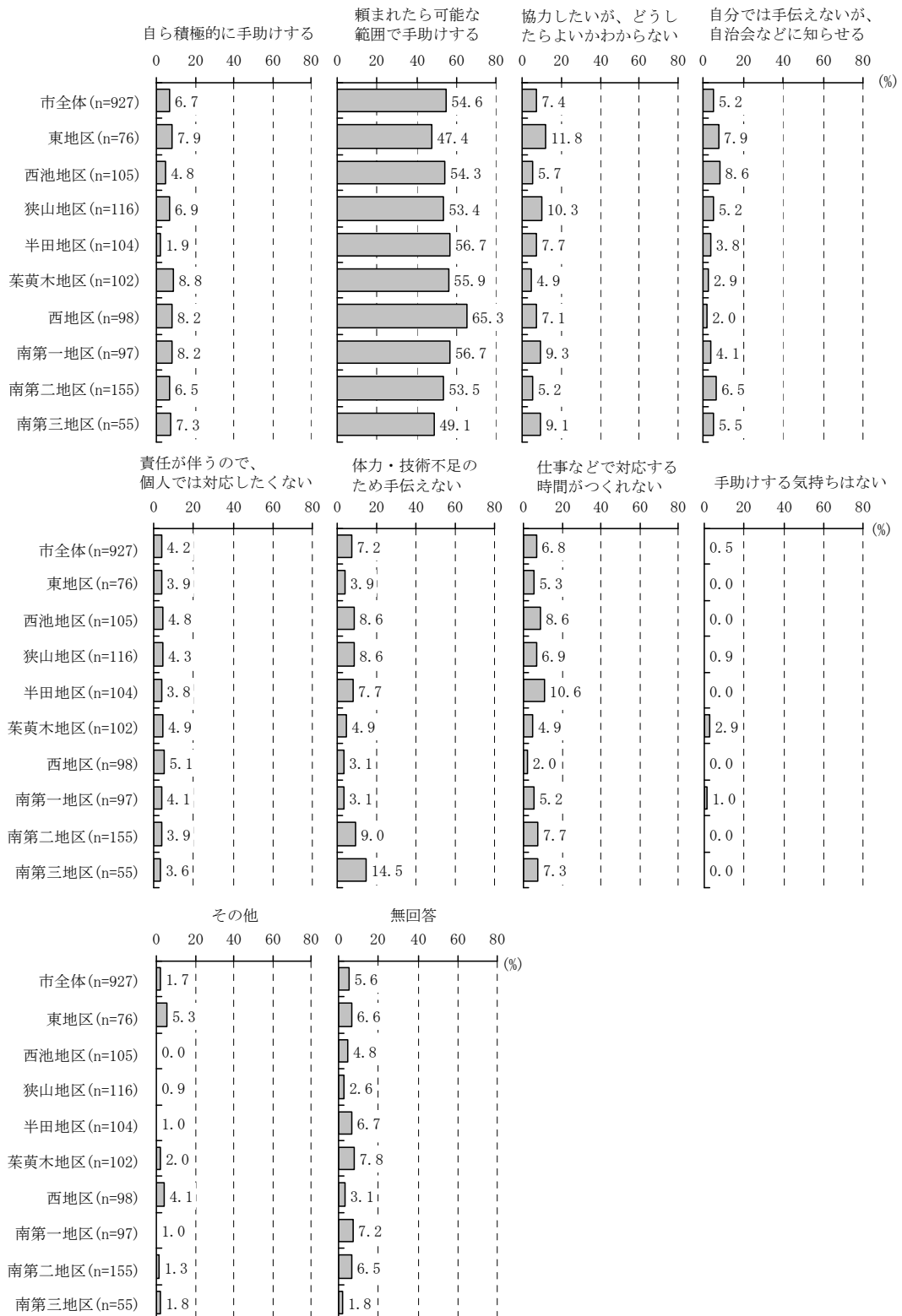
【図1-2】



③ ご近所で家事や外出などで困っている人への対応

「頼まれたら可能な範囲で手助けする」が54.6%、「自ら積極的に手助けする」は6.7%で、自分で手助けする割合は61.3%を占めています。2番目に多い対応は「協力したいが、どうしたらよいかわからない」が7.4%、次いで「体力・技術不足のため手伝えない」が7.2%となっています。

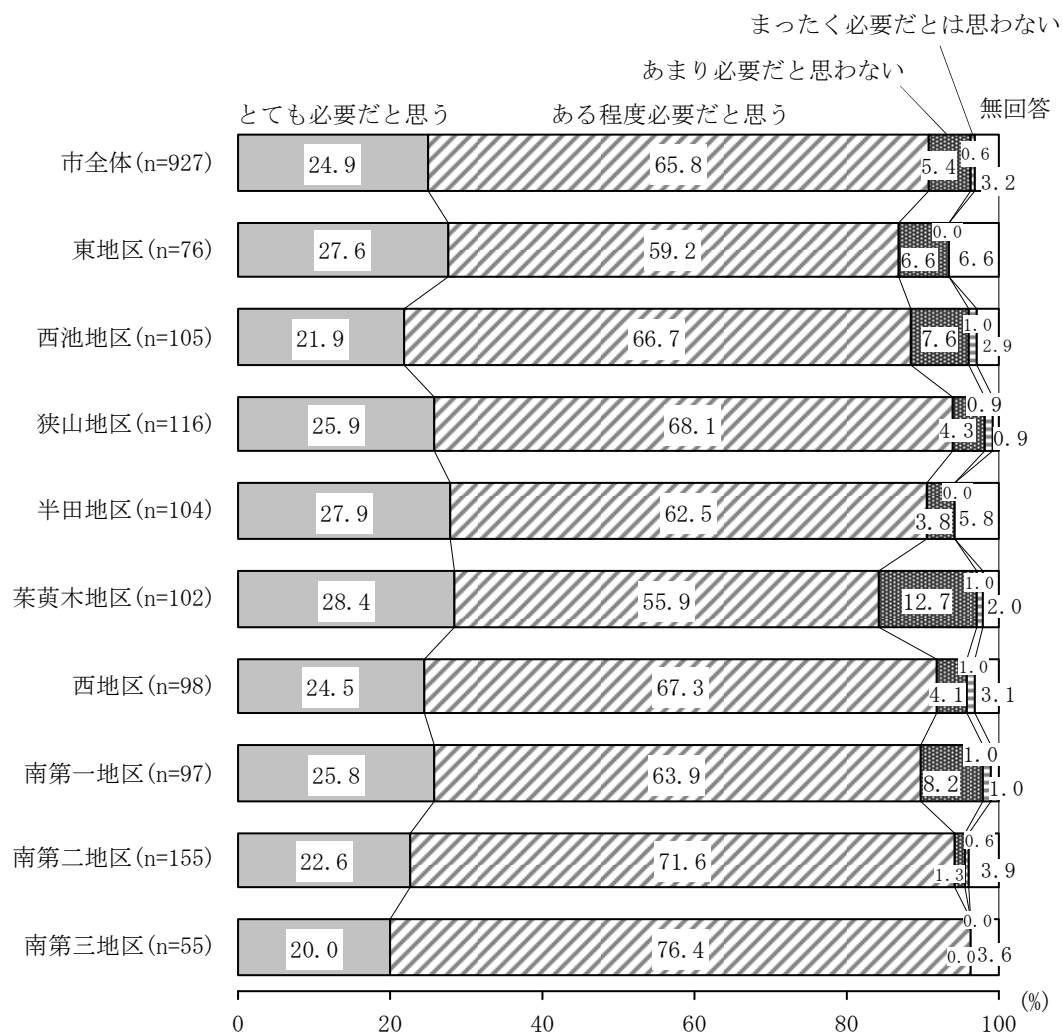
【図1-3】



④ 住民相互の自主的な支え合い・助け合いの必要性

居住地区別では、『必要と思う』（「とても必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」の合計）割合は、南第三地区が96.4%で最も高く、次いで南第二地区の94.2%、狭山地区の94.0%となっています。

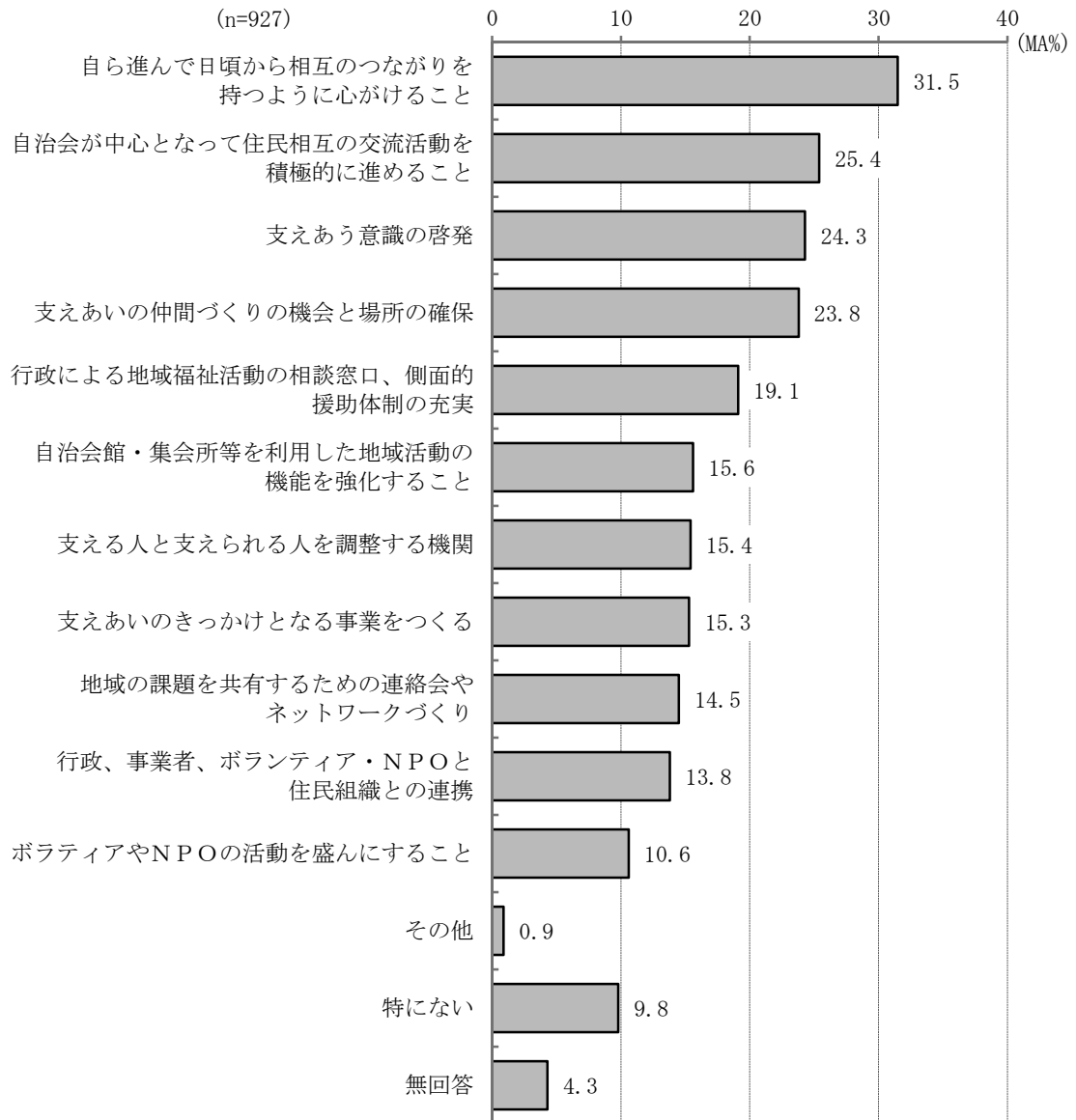
【図1-4】



⑤ 地域の支え合いで必要なしくみづくり

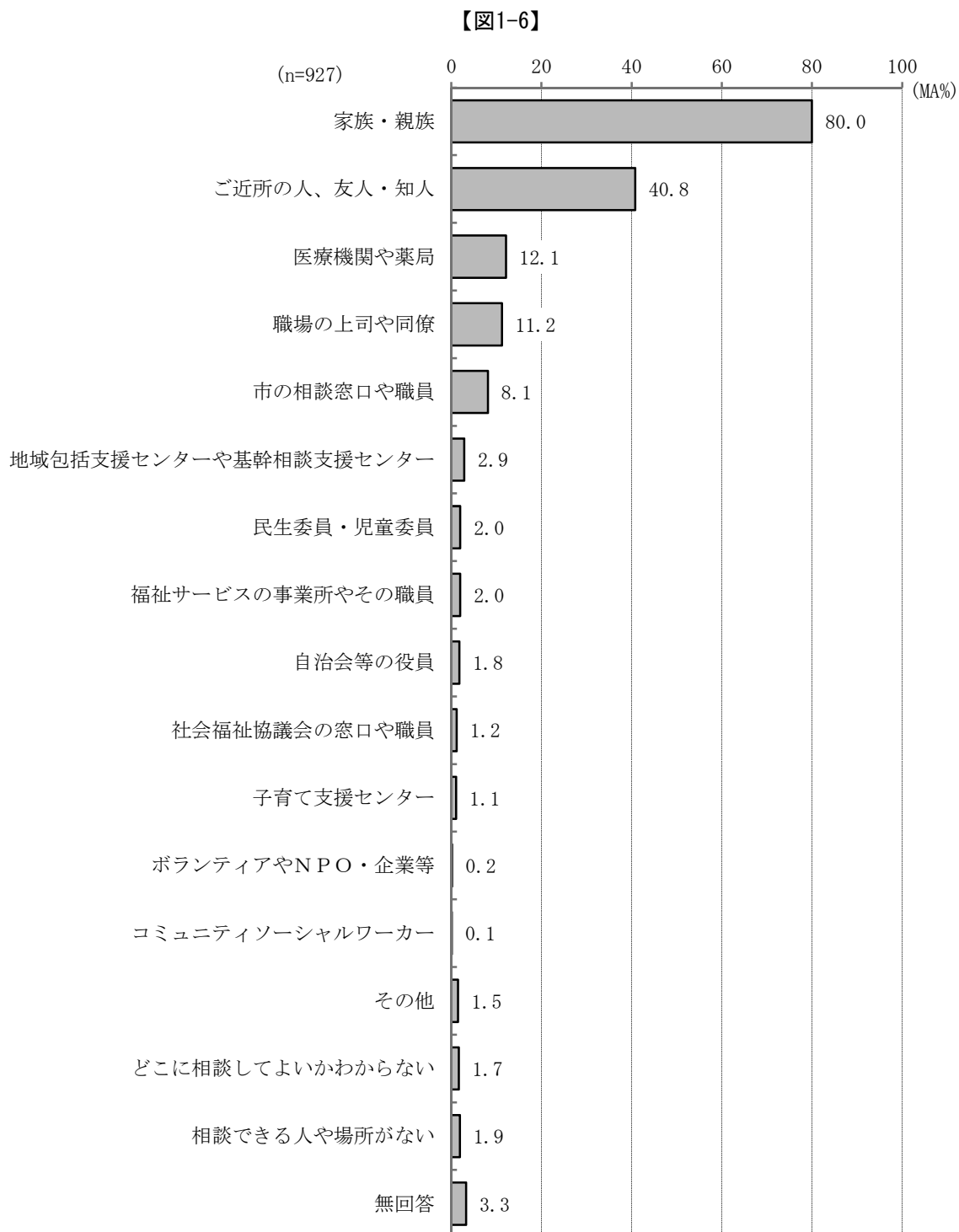
「自ら進んで日頃から相互のつながりを持つように心がけること」が31.5%で最も多く、次いで「自治会(地区会)等が中心となって住民相互の交流活動を積極的に進めること」が25.4%、「支え合う意識の啓発」が24.3%、「支え合いの仲間づくりの機会と場所の確保」が23.8%、「行政による地域福祉活動の相談窓口、側面的援助体制の充実」が19.1%と続いています。

【図1-5】



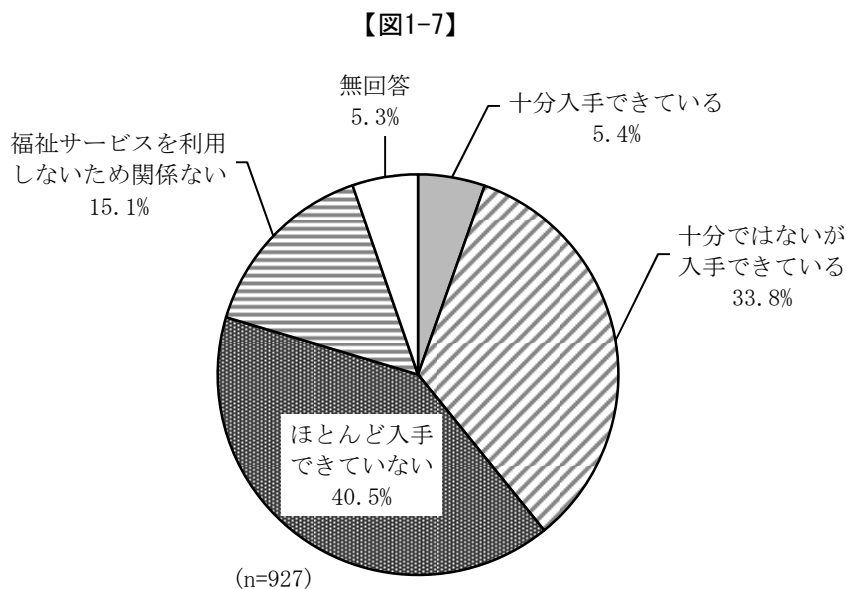
⑥ 悩みや不安の相談先

「家族・親族」が80.0%で最も多く、次いで「ご近所の人、友人・知人」が40.8%、「医療機関や薬局」が12.1%、「職場の上司や同僚」が11.2%、「市の相談窓口や職員」が8.1%と続いています。



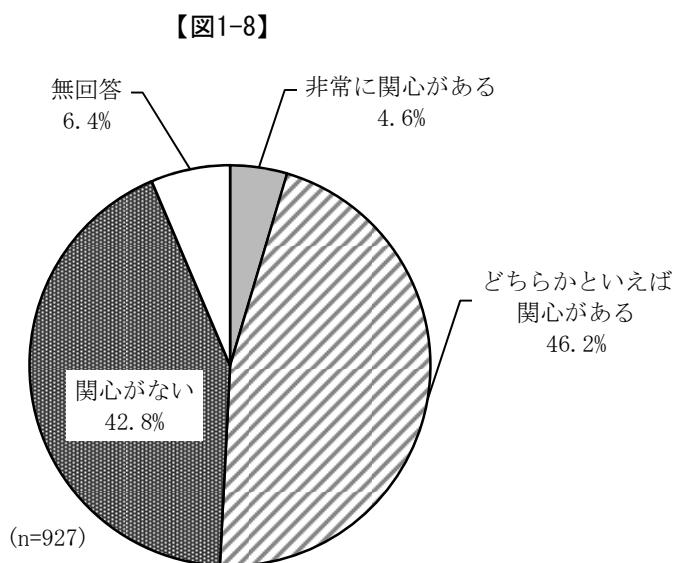
⑦ 入手できている福祉サービスの情報量

「ほとんど入手できていない」が40.5%で最も多くなっています。これに次いで「十分ではないが入手できている」が33.8%で、「十分入手できている」(5.4%)と合わせた『入手できている』割合は39.2%を占めています。



⑧ 福祉ボランティアの関心度

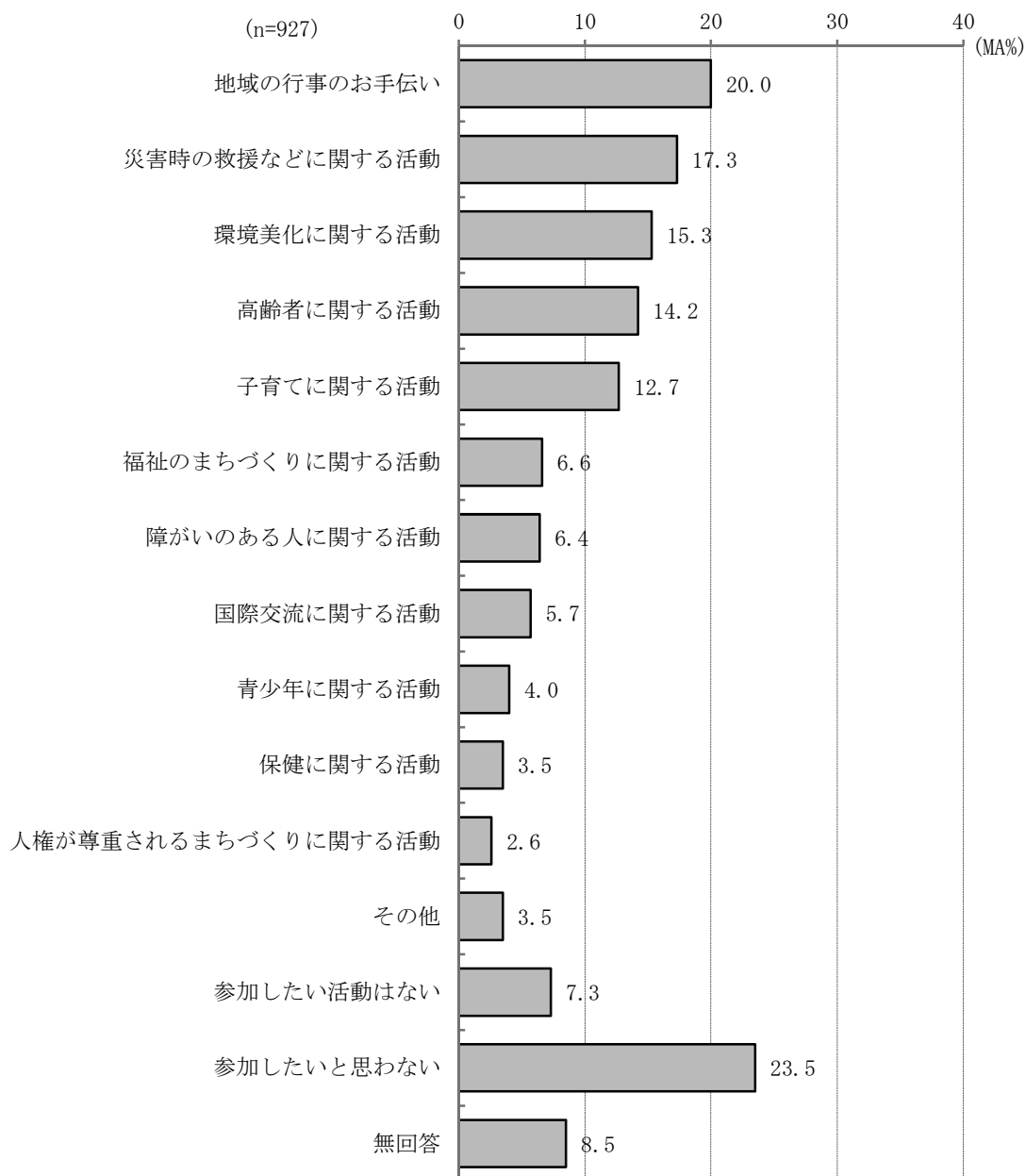
「どちらかといえば関心がある」が46.2%で最も多く、「非常に関心がある」(4.6%)を合わせた『関心がある』割合は50.8%を占めています。一方、「関心がない」は42.8%となっています。



⑨ 今後参加したいNPOやボランティア活動

「地域の行事のお手伝い」が20.0%で最も多く、次いで「災害時の救援などに関する活動」が17.3%、「環境美化に関する活動」が15.3%、「高齢者に関する活動」が14.2%、「子育てに関する活動」が12.7%と続いており、何らかの活動意向のある市民は多い結果となっています。一方、「参加したいと思わない」は23.5%と多くなっています。

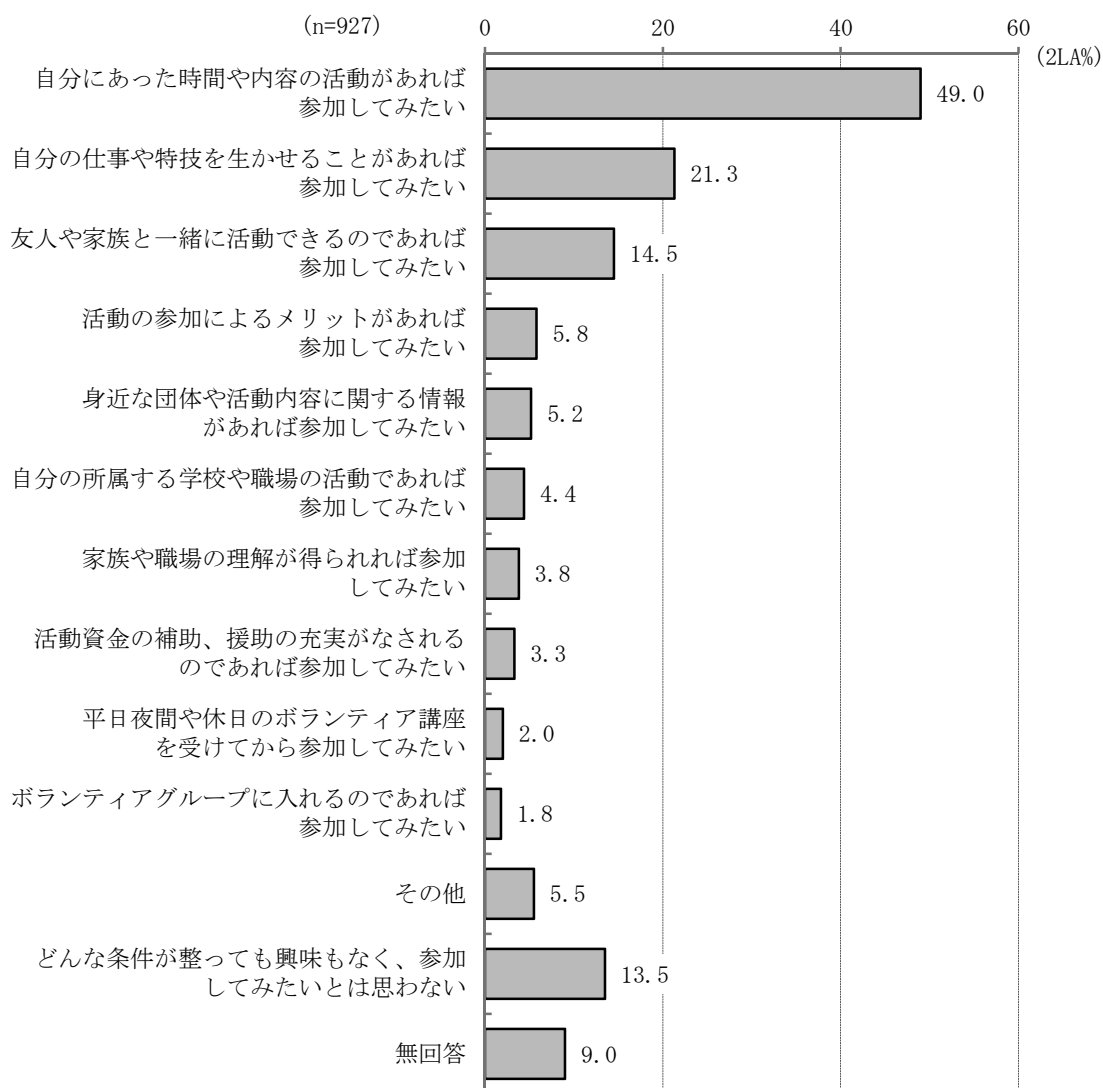
【図1-9】



⑩ NPOやボランティア活動に参加しやすくなる条件

「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」が49.0%で最も多く、次いで「自分の仕事や特技を生かせることがあれば参加してみたい」が21.3%、「友人や家族と一緒に活動できるのであれば参加してみたい」が14.5%と続いています。

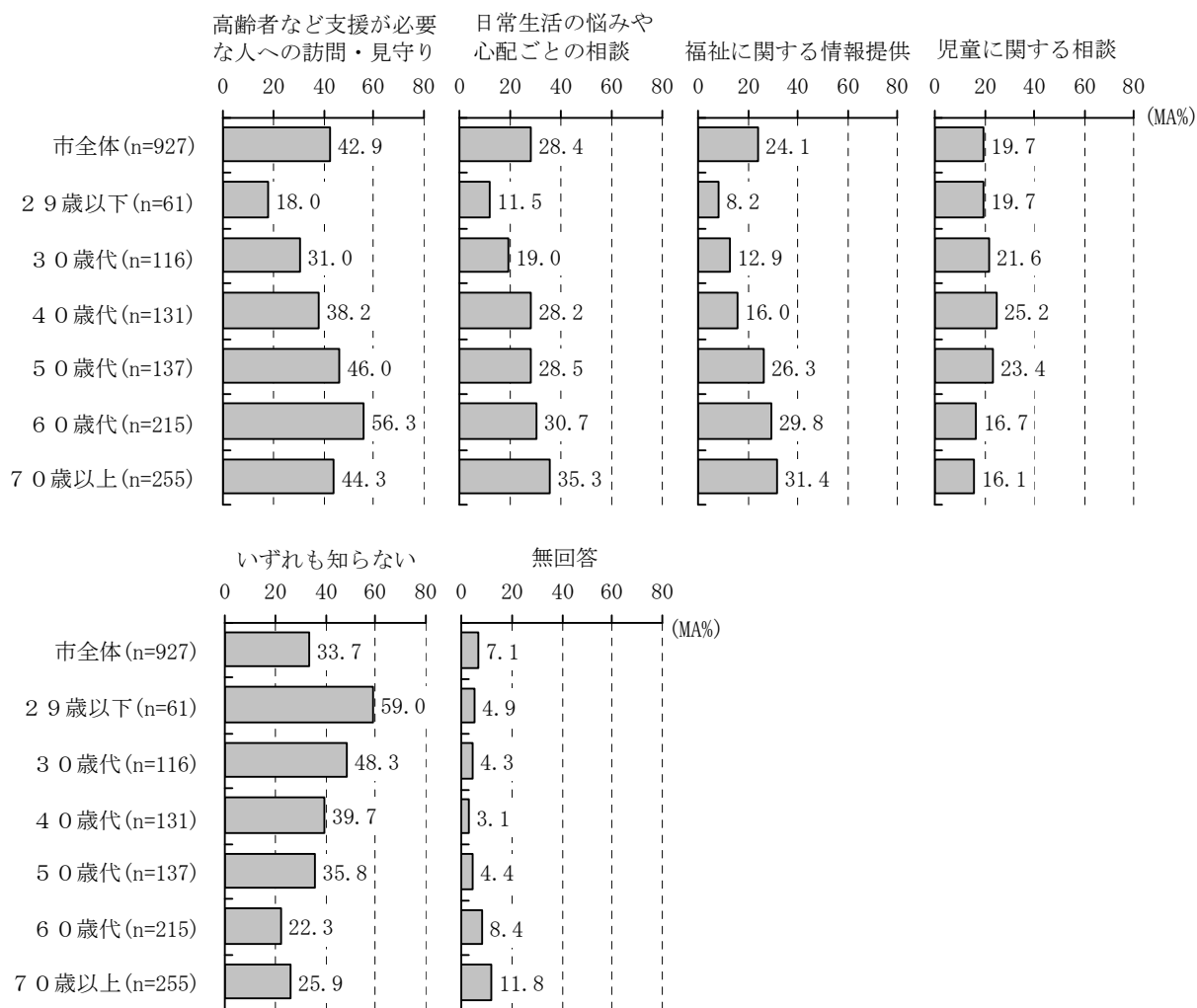
【図1-10】



⑪ 民生委員・児童委員の活動で知っているもの

「高齢者など支援が必要な人への訪問・見守り」が42.9%で最も多く、次いで「日常生活の悩みや心配ごとの相談」が28.4%、「福祉に関する情報提供」が24.1%、「児童に関する相談」は19.7%となっています。一方、「いずれも知らない」が33.7%を占めています。

【図1-11】

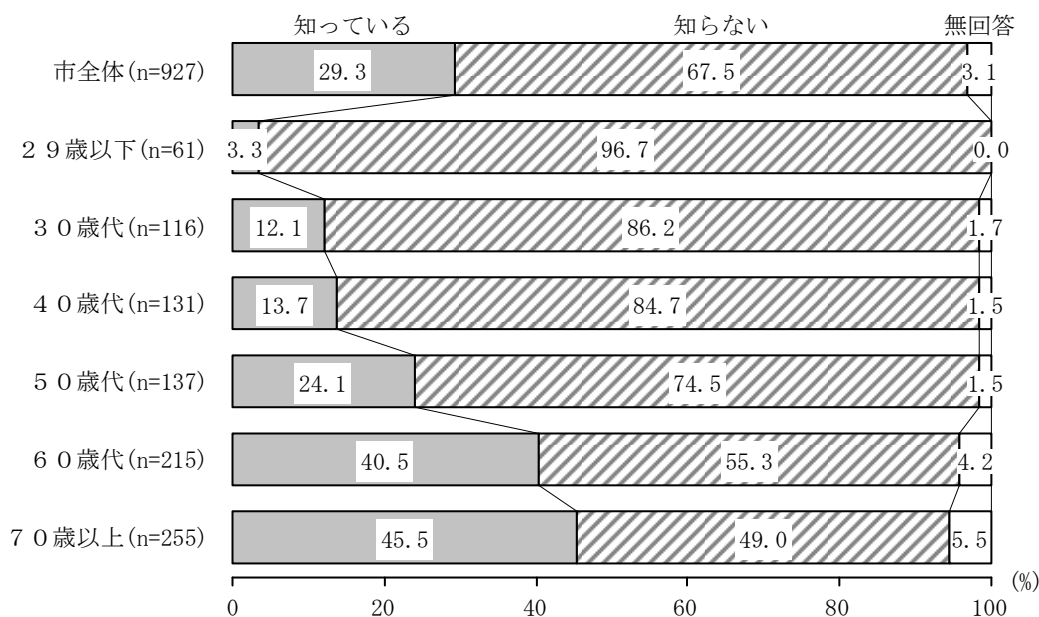


⑫ 地区担当の民生委員・児童委員の認知状況

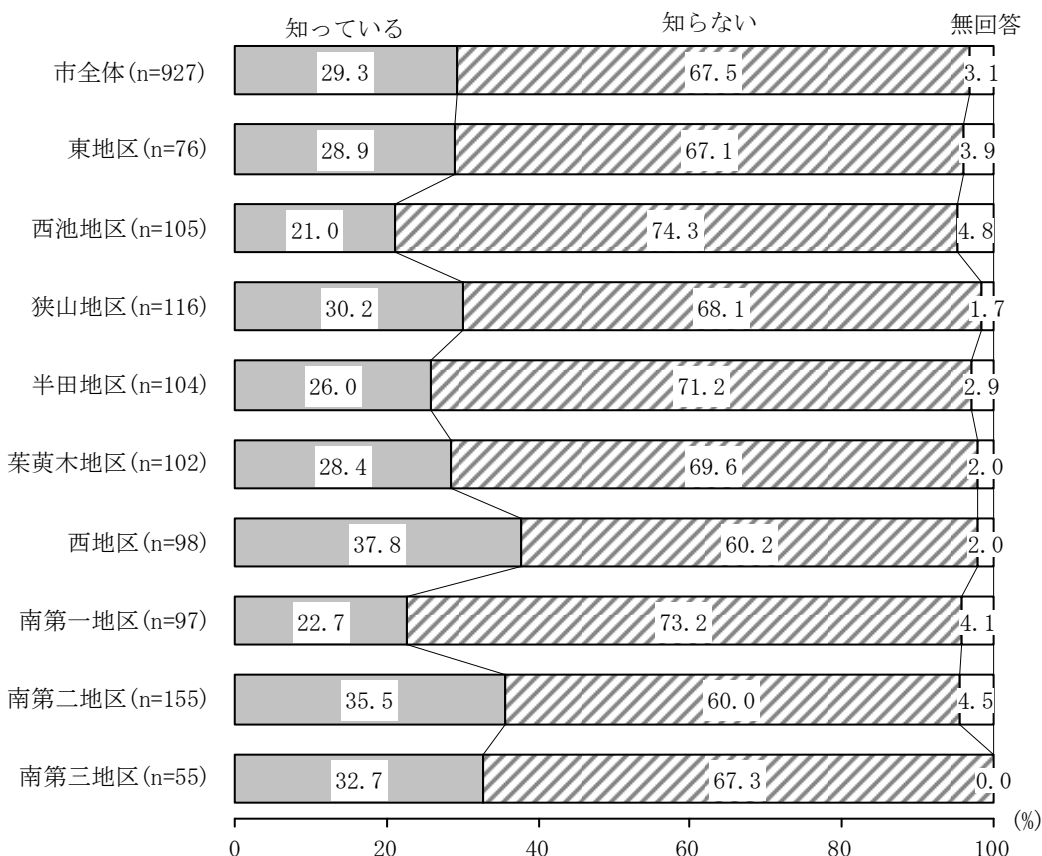
年齢別では、「知っている」割合は年代が上がるほど上昇しており、60歳以降の年代では4割台を占めています。

居住地区別では、「知っている」割合は西地区が37.8%で最も高く、次いで南第二地区の35.5%です。これに対し「知らない」割合は西池地区が74.3%、南第一地区が73.2%で高くなっています。

【図1-12-1 年齢別】



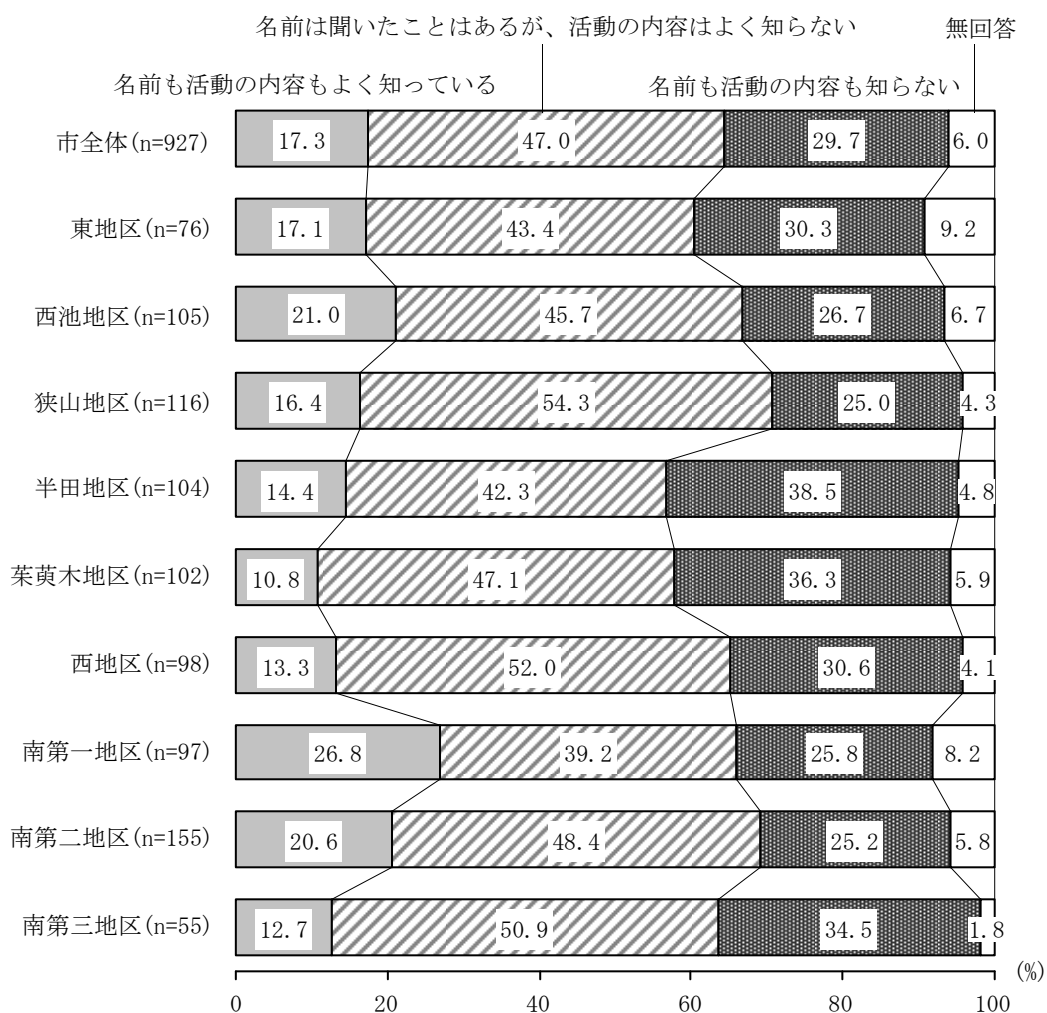
【図1-12-2 地区別】



⑬ 市社会福祉協議会の認知状況

「名前は聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない」が47.0%で最も多く、次いで「名前も活動の内容も知らない」が29.7%、「名前も活動の内容もよく知っている」は17.3%となっています。

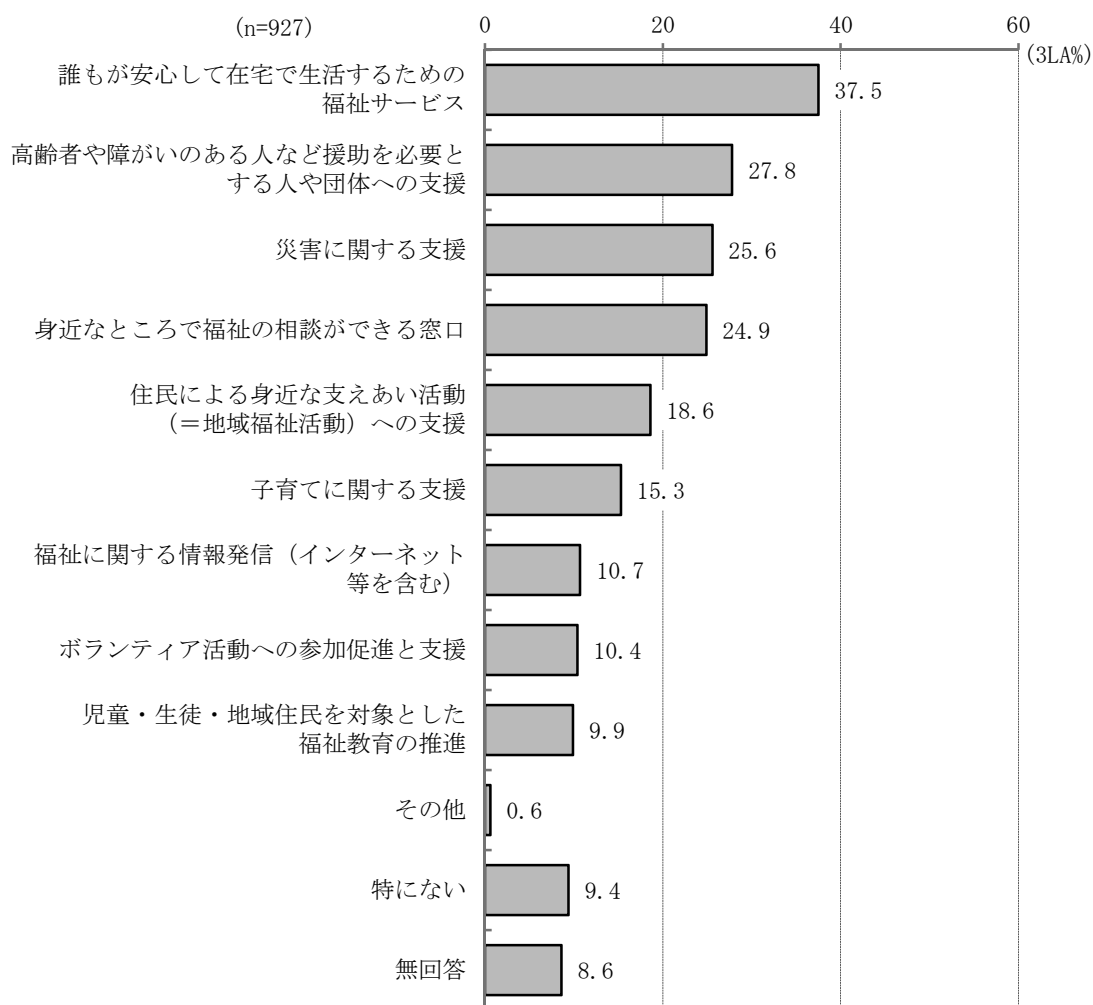
【図1-13】



⑭ 今後充実してほしい市社会福祉協議会の活動・支援

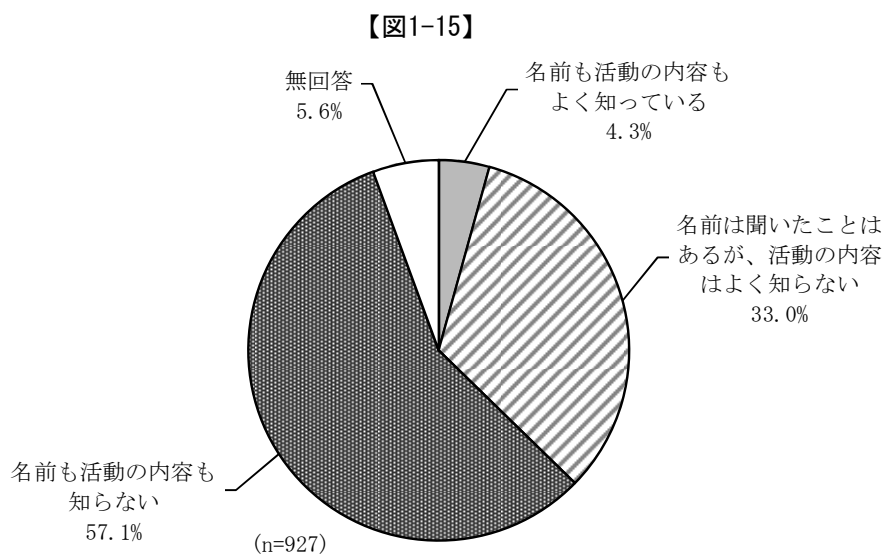
「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」が37.5%で最も多く、次いで「高齢者や障がいのある人など援助を必要とする人や団体への支援」が27.8%、「災害に関する支援」が25.6%、「身近なところで福祉の相談ができる窓口」が24.9%と続いています。

【図1-14】



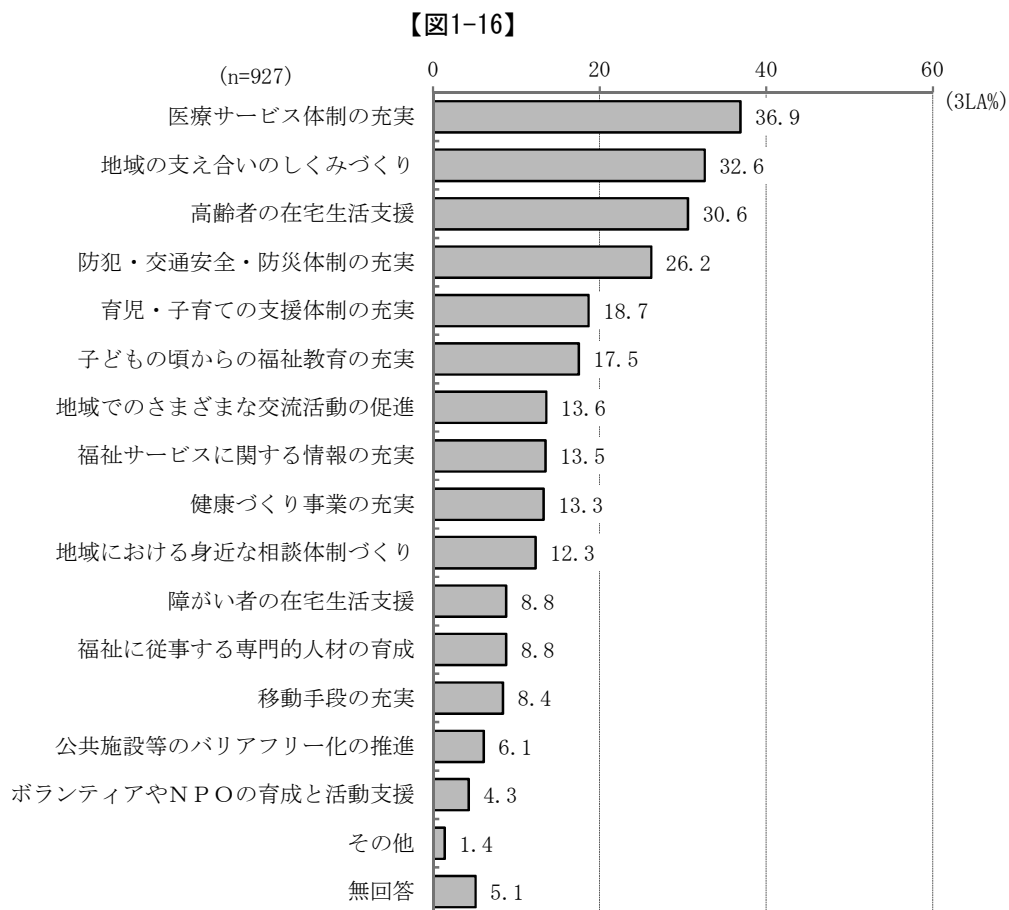
⑮ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の認知状況

「名前も活動の内容も知らない」が57.1%で最も多く、次いで「名前は聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない」が33.0%、「名前も活動の内容もよく知っている」が4.3%となっています。



⑯ 福祉のまちづくりを充実するために重要な取り組み

「医療サービス体制の充実」が36.9%で最も多く、次いで「地域の支え合いのしくみづくり」が32.6%、「高齢者の在宅生活支援」が30.6%と続いています。

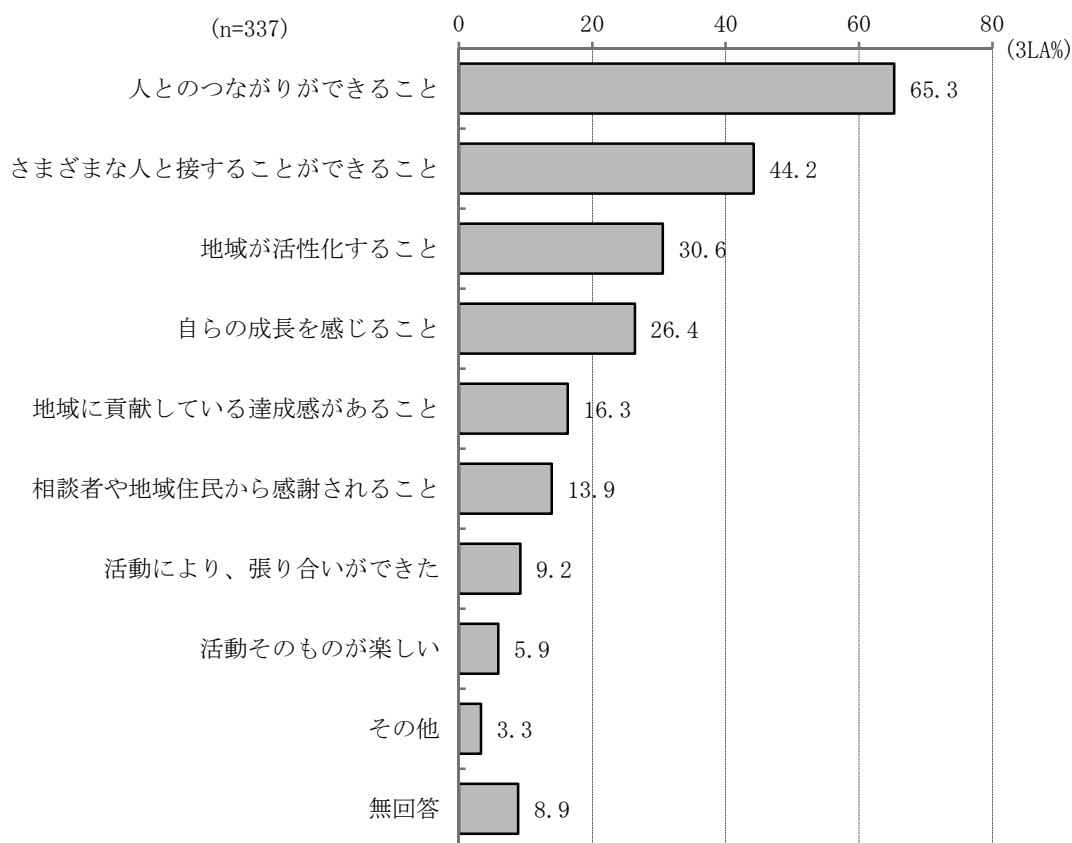


2) 福祉関係者

① 福祉活動のやりがい

「人とのつながりができること」が65.3%で最も多く、次いで「さまざまな人と接することができること」が44.2%、「地域が活性化すること」が30.6%、「自らの成長を感じること」が26.4%と続いています。

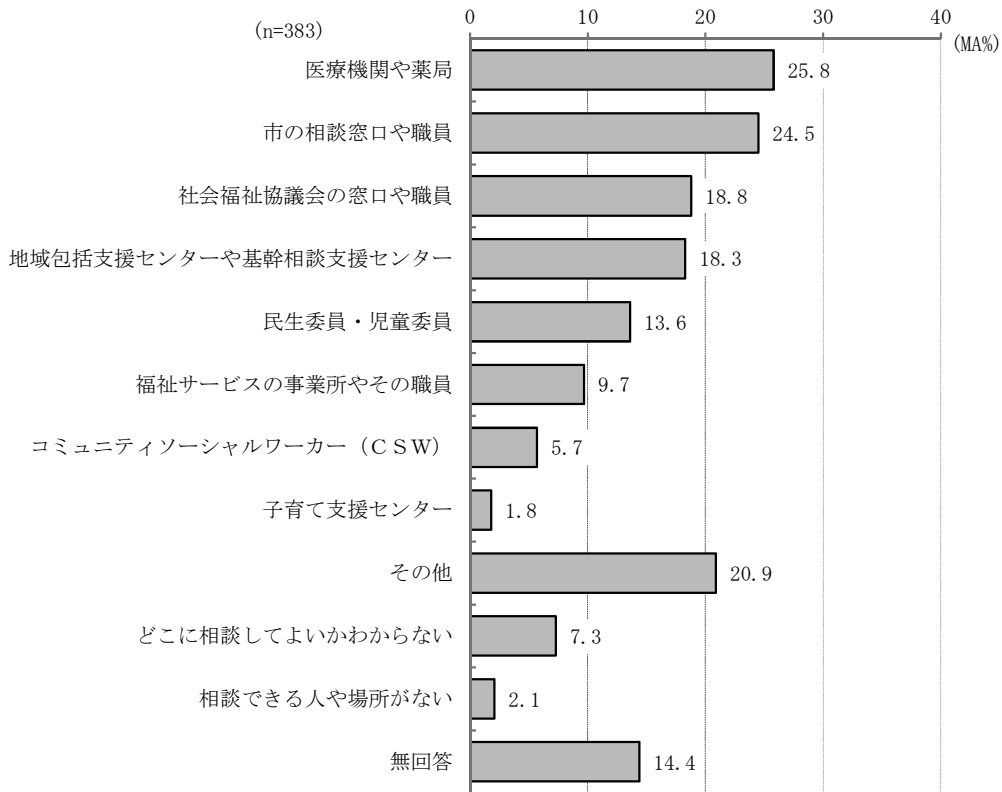
【図2-1】



② 悩みや不安の相談先

「医療機関や薬局」が25.8%で最も多く、次いで「市の相談窓口や職員」が24.5%、「社会福祉協議会^(※)の窓口や職員」が18.8%、「地域包括支援センター^(※)や基幹相談支援センター」が18.3%、「民生委員・児童委員^(※)」が13.6%と続いています。

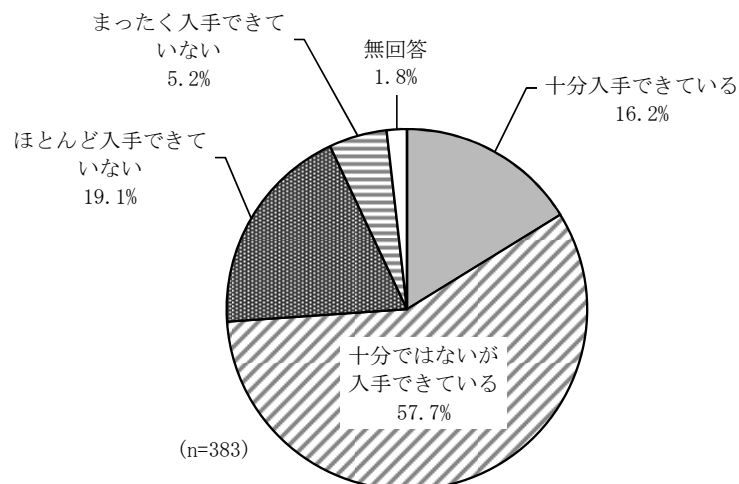
【図2-2】



③ 入手できている福祉サービスの情報量

「十分ではないが入手できている」が57.7%で最も多く、「十分入手できている」(16.2%)と合わせた『入手できている』割合は73.9%を占めています。一方、「ほとんど入手できていない」が19.1%、「まったく入手できていない」は5.2%で、両者を合わせた『入手できていない』割合は24.3%となっています。

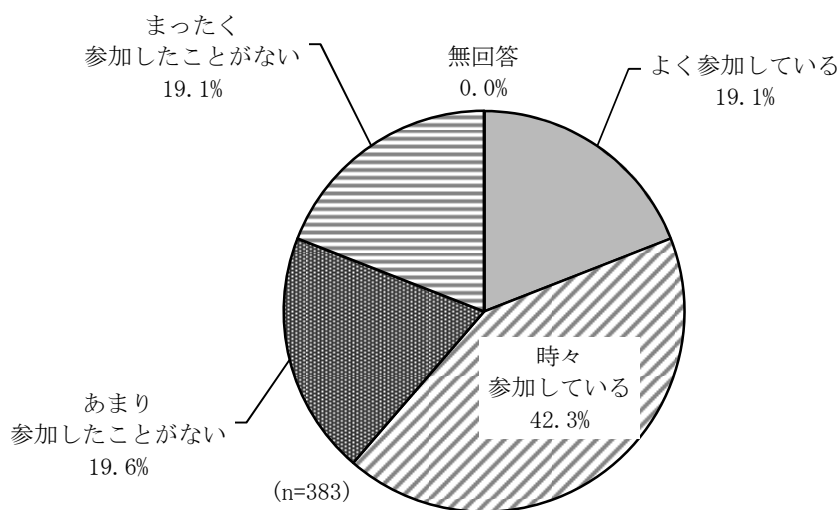
【図2-3】



④ 福祉に関する研修会などの参加頻度

「時々参加している」が42.3%で最も多く、「よく参加している」(19.1%)と合わせた『参加している』割合は61.4%を占めています。

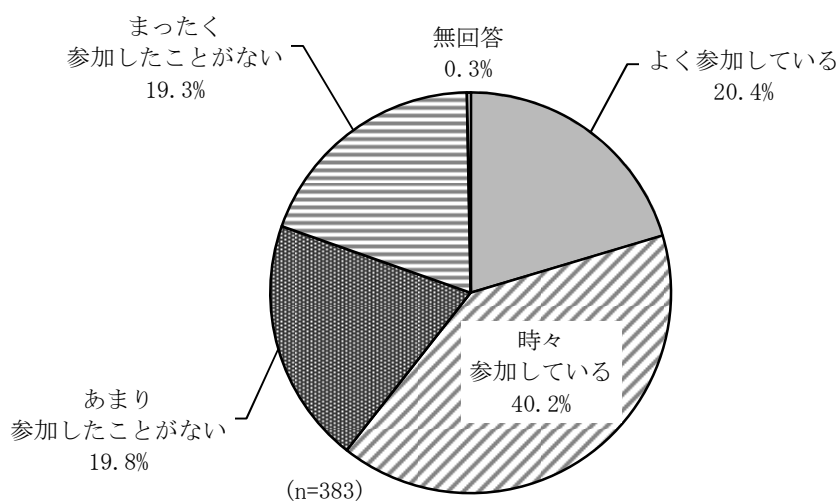
【図2-4】



⑤ 地域の福祉問題を話し合う会議や懇談会の参加頻度

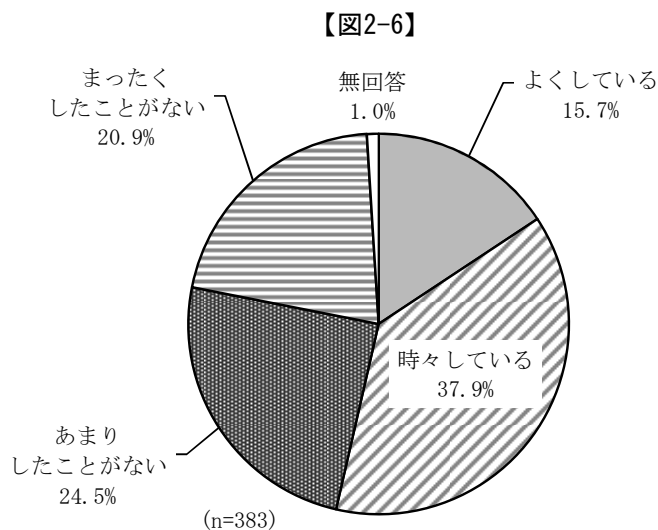
「時々参加している」が40.2%で最も多く、次いで「よく参加している」が20.4%で、両者を合わせた『参加している』割合は60.6%を占めています。

【図2-5】



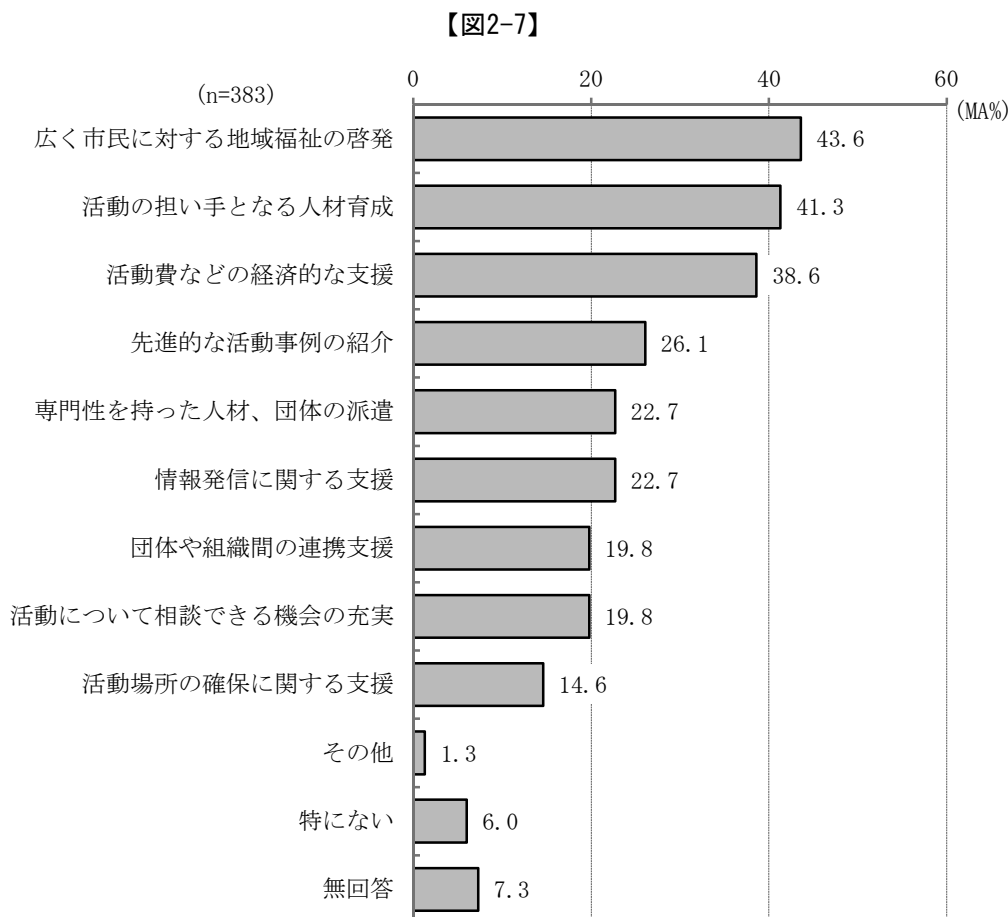
⑥ 地域住民に対する福祉活動の勧誘や情報提供の頻度

「時々している」が37.9%で最も多く、「よくしている」(15.7%)を合わせた『している』割合は53.6%を占めています。



⑦ 地域福祉推進のために行政や社会福祉協議会から欲しい支援

「広く市民に対する地域福祉の啓発」が43.6%で最も多く、次いで「活動の担い手となる人材育成」が41.3%、「活動費などの経済的な支援」が38.6%、「先進的な活動事例の紹介」が26.1%と続いています。



3. 用語解説

(50音順)

アウトリーチ型	アウトリーチとは手を伸ばす・手を差し伸べるという意味で、社会福祉の実施機関がその職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ利用を実現させるような取組み。
インターネット	コンピューターの情報を伝えるための通信網をいいます。世界中の人と文章、画像、動画、音声のやり取りが可能です。
NPO (NPO 法人)	NPOは、Non Profit Organization の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を配分することを目的としない団体の総称をいいます。NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。
協働	市民、議会及び市が豊かな地域社会を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しながら協力し合うこと。（「大阪狭山市自治基本条例」から）
共働	福祉に関する日々の生活上の諸問題を、地域全体の問題としてとらえ、その解決に向け、対等な関係に立って、みんなで考え・話し合い・協力して、住民主体の「福祉のまちづくり」を推進していく活動。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	利用者の身体的状態等に合わせ、ケアプランを作成するとともに、サービス事業者との調整やプラン作成後のサービス利用状況等の管理を行う者をいいます。資格は、保健・医療・福祉サービスの従事者で一定の実務経験を持つ者が、都道府県の行う試験に合格し、所定の実務研修を修了することによって得られます。
権利擁護	認知症高齢者等判断能力が不十分な利用者の意思決定を援助し、不利益がないように支援を行うことをいいます。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）、苦情解決、運営適正化委員会などが規定されています。また、民法では成年後見制度が規定されています。
コミュニティソーシャルワーカー (CSW)	支援が必要な高齢者や障がい者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、専門的な相談の実施、必要なサービスや専門機関へのつなぎなどを行います。おおむね中学校区に1人の設置を想定しています。
在宅介護	施設への入所や病院への入院による介護ではなく、それぞれの生活の場である自宅で介護を行うことをいいます。介護保険法では「可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した自立生活を営むことができるように配慮されなければならない」とされており、在宅介護を理念のひとつとされています。

市民公益活動団体	市民が自発的かつ自立的に行う営利を目的としない活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいい、この活動を継続して行う団体を市民公益活動団体といいます。宗教や政治目的の活動などは除きます。（大阪狭山市市民公益活動促進条例から）
社会福祉協議会	社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。都道府県、市町村でそれぞれ組織されています。
主任児童委員	育児のことや子育ての仲間づくり、いじめや不登校、児童虐待のことなど児童に関することを専門的に担当する民生委員・児童委員です。
小地域ネットワーク活動	地域の寝たきりやひとり暮らし高齢者、障がい(児)者、及び子育て中の親子等支援を必要とするすべての人が安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動。大阪狭山市社会福祉協議会の内部組織として小学校区ごとに設置されている「地区福祉委員会」によって行われています。
自立支援協議会	障がいのある人もない人も、分け隔てなく、自分らしく暮らすことのできるまちづくりを進めていくために、問題となることを話し合い、解決をめざしていく場のこと。
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどのために判断能力に不安のある人が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人などが本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行います。
セーフティネット	何らかの生活課題を抱えた人がさらに困難な状況に陥らないように、安全網としてその生活を下支えする制度やしきみ。
団塊世代	1947～49年頃の第1次ベビーブームに生まれた世代のこと。
地域福祉活動計画	大阪狭山市が策定した地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画。地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉を、どのように推進していくかをまとめたもの。
地域福祉計画	社会福祉法に基づき策定します。地域に住む誰もが地域社会を構成する一員としていきいきと日常生活を営むことができるよう、福祉に関連したさまざまな生活課題に取り組み、互いに支え合うことができる地域福祉をどのように推進していくかをまとめたもの。

地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などのさまざまな支援を行う機関。
チームアプローチ	介護サービスなどの福祉サービスの提供をチームで行うことにより、利用者に対し総合的で質の高いサービスの提供を図ること。
地区福祉委員 地区福祉委員会	地域内の「福祉のまちづくり」をすすめることを目標に、自治会や老人クラブなどの各種団体や関係機関の代表、民生委員・児童委員などで構成された「地区福祉委員会」が社会福祉協議会の内部組織として概ね小学校区単位で結成されています。各委員会では、地区福祉委員が、地域の中で発生する様々な問題を取り上げ、その解決のための小地域ネットワーク活動をはじめ、それぞれの地域の特性に応じた敬老事業や世代間交流事業（ふれあい広場）、小・中学校の福祉教育(福祉協力校事業)など様々な活動に取り組んでいます。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	夫婦や恋人などの親密な間柄にある男女間における暴力。男性から女性に対する暴力がほとんどで、身体的な暴力だけではなく、脅し、罵り、無視、言動の制限・強制、生活費を与えないなど、精神的、性的、経済的な影響を及ぼす言動を行うことも含まれます。Domestic violenceの頭文字をとってDVともいいます。
日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）	福祉サービスの利用などについて自己の判断で適切に行うことが困難な人で、援助の契約内容については認識しうる能力をもっている人を対象に、社会福祉協議会が実施主体となって、福祉サービスの情報提供・助言をするか、利用手続き、利用料の支払い、苦情解決制度の利用を援助するしくみ。
パブリックコメント	公衆の意見。また、公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ること。
バリアフリー	「障壁」がないこと。障がいのある人、高齢者などの行動を阻害するような都市、環境、建築などの物理的なバリアのほか、社会制度のバリア、意識面でのバリア、情報伝達面でのバリアなど、すべての障壁を取り除くという考え方。
ピアカウンセリング	ピア（peer）は、仲間、同等といった意味をもつ英語で、同じ職業や障がいを持っているなど、同じ立場にある仲間どうしによって行われるカウンセリングのこと。

民生委員・児童委員	民生委員法により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期3年の職。児童福祉法の児童委員を兼ね、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っています。
ユニバーサルデザイン	高齢者、障がい者の利用に限定しない、最大限すべての人が利用しやすい製品や建築、空間、環境などのデザインをいいます。「ユニバーサル」とは直訳すると「普遍的な」という意味です。
要介護認定	介護保険のサービスを利用するためには、「介護を要する状態にある」という認定を受ける必要があります。サービス利用希望者からの申請により、市町村が訪問調査結果等にもとづき認定します。介護の必要度（要介護度）は「要支援1～2」「要介護1～5」に分かれます。

4. 計画策定にあたっての関係資料

(1) 大阪狭山市地域福祉計画推進協議会規則

平成25年3月29日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪狭山市附属機関設置条例(平成25年大阪狭山市条例第6号)第3条の規定に基づき、大阪狭山市地域福祉計画推進協議会(以下「推進協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推進協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民
- (3) 社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表
- (4) 保健、医療又は福祉施設等の関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後、最初に行われる推進協議会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(2) 大阪狭山市地域福祉計画推進協議会委員名簿

(順不同、敬称略)

選出区分	団体及び役職名	氏 名
学識経験者	公立大学法人大阪府立大学人間社会学部 (社会福祉学科) 准教授	◎小野 達也
市民		岩田 幸
		野並 亮介
		宮崎 好則
社会福祉を目的とする団体又は事業者の代表	社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会 副会長	吉川 壽一
	社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会 地区福祉委員会委員長連絡会 委員	中野 健二
	大阪狭山市民生委員児童委員協議会 会計監査	林部 喜信
	大阪狭山市身体障害者福祉協議会 副会長	長尾 鷹康
	特定非営利活動法人あんずの会 顧問	佐々木 光夫
	大阪狭山市精神障害者家族会 大阪狭山つくし会 幹事	北川 佑子
	大阪狭山市母子寡婦福祉会 会長	白井 幸榮
	大阪狭山市老人クラブ連合会 会長	下中 郁文
保健、医療又は福祉施設等の関係者	大阪府富田林保健所 企画調整課 主査	榎本 理恵
	大阪府富田林子ども家庭センター 所長	西田 由美子
	一般社団法人大阪狭山市医師会 会長	砂川 満
	社会福祉法人享佑会 総合施設長	○辻本 角義
その他市長が必要と認める者	大阪狭山市地区長会 幹事	宮崎 裕司
	大阪狭山市婦人会 顧問	村上 有子
	大阪狭山市ボランティアグループ連絡会 会長	岡田 義夫
	大阪狭山市人権協会 会長	川口 眞子
	てとてとクラブ 代表	金 宣子
	コミュニティソーシャルワーカー (第三中学校区)	赤瀬 幸平
	コミュニティソーシャルワーカー (南中学校区)	山本 智子
	コミュニティソーシャルワーカー (狭山中学校区)	野口 由美

◎：委員長 ○：副委員長

(3) 大阪狭山市地域福祉計画推進委員会設置規程

(設置)

第1条 大阪狭山市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び見直しを行うとともに、計画に基づく地域福祉施策を総合的に推進するため、大阪狭山市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画案の作成に必要な調査及び検討に関すること。
- (2) 計画案の作成に関すること。
- (3) 計画に基づく実施計画の作成に関すること。
- (4) 計画の推進に必要な調査及び研究に関すること。
- (5) 計画の見直しに関すること。
- (6) その他地域福祉施策の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(幹事会)

第6条 委員会の所掌事務を円滑に推進するため、委員会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会の所掌事務の具体的事項に関し検討及び協議を行う。
- 3 幹事会は、会長及び幹事をもって構成する。
- 4 会長は、保健福祉部において地域福祉計画を担当するグループの課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 会長は、幹事会の事務を総理し、幹事会を代表する。
- 7 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。
- 8 幹事会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長がその議長となる。
- 9 幹事会の会議は、協議事項の関係幹事のみでこれを開催することができる。

(専門部会)

第7条 専門的な事項について、調査及び研究を行うため、必要に応じて幹事会に専門

部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 (平成17年8月22日規程第9号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(大阪狭山市地域福祉計画検討委員会規程の廃止)

2 大阪狭山市地域福祉計画検討委員会規程(平成15年大阪狭山市規程第20号)は、廃止する。

附 則 (平成20年3月31日規程第4号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月30日規程第7号)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規程第1号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

政策調整室長 総務部長 都市整備部長 市民部長 教育部長 消防長

別表第2 (第6条関係)

政策調整室企画グループ課長 政策調整室市民協働・生涯学習推進グループ課長 政策調整室危機管理グループ課長 総務部人権広報グループ課長 保健福祉部生活援護グループ課長 保健福祉部高齢介護グループ課長 保健福祉部健康推進グループ課長 都市整備部土木グループ課長 市民部農政商工グループ課長 教育部教育総務グループ課長 教育部学校教育グループ課長 教育部社会教育・スポーツ振興グループ課長 教育部子ども育成室次長 消防本部総務グループ課長

(4) 計画の策定経過

開催日	内容
平成26年7月8日(火)	大阪狭山市地域福祉計画推進協議会 第1回協議会 <ol style="list-style-type: none"> 1. 委員長及び副委員長の選出について 2. 第2次大阪狭山市地域福祉計画の進行状況について 3. 第3次大阪狭山市地域福祉計画の策定に向けての進め方について
平成26年11月13日(木)	大阪狭山市地域福祉計画推進協議会 第2回協議会 <ol style="list-style-type: none"> 1. 第3次大阪狭山市地域福祉計画・大阪狭山市地域福祉活動計画の策定に係るアンケート調査について 2. 第3次大阪狭山市地域福祉計画・大阪狭山市地域福祉活動計画の素案について
平成26年11月28日(金)	大阪狭山市地域福祉計画推進委員会 第1回幹事会 <ol style="list-style-type: none"> 1. 第3次大阪狭山市地域福祉計画及び大阪狭山市活動計画の(素案)について 2. 両計画の策定に係るアンケート調査について 3. 今後のスケジュールについて
平成27年1月19日(月)	大阪狭山市地域福祉計画推進委員会 第2回幹事会 <ol style="list-style-type: none"> 1. 第3次大阪狭山市地域福祉計画及び大阪狭山市活動計画の(素案)について 2. 今後のスケジュールについて
平成27年1月22日(木)	大阪狭山市地域福祉計画推進委員会 第1回委員会 <ol style="list-style-type: none"> 1. 第3次大阪狭山市地域福祉計画及び大阪狭山市活動計画の(素案)について 2. 今後のスケジュールについて
平成27年1月26日(月)	大阪狭山市地域福祉計画推進協議会 第3回協議会 <ol style="list-style-type: none"> 1. 第3次大阪狭山市地域福祉計画・大阪狭山市地域活動計画の素案について
平成27年2月9日(月)～ 3月2日(月)	パブリックコメントを実施

第3次大阪狭山市地域福祉計画・大阪狭山市地域福祉活動計画

発行 平成27年（2015年）3月

編集 大阪狭山市保健福祉部 福祉グループ

社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会

（市役所）〒589-8501 大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

電話 072-366-0011(代表)

（市社協）〒589-0021 大阪府大阪狭山市今熊一丁目85番地

電話 072-367-1761(代表)